

第二次佐久市障がい者プラン（素案）の概要

1 計画の概要

(1) 計画策定の目的

国・県の施策の動向や、これまでの市の取組の方向性を踏まえつつ、平成 30 年度末をもって終了する「第一次佐久市障がい者プラン後期計画」で取り組んできた各施策を検証し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生社会の実現に向けた障がい者施策をさらに推進していくため、「第二次佐久市障がい者プラン」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項^{(注) 1}に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めた計画であり、「第二次佐久市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の上位計画である「第三次佐久市地域福祉計画」の個別計画に位置付けられる計画です。

(注) 1 障害者基本法 第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(3) 障がい者の概念

本計画における「障がいのある人」「障がい者」は、障害者基本法に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

なお、本計画では、「障害」と「障がい」の二つの言葉を使用しています。法令用語や固有の名称などに使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいを表す場合は、「障がい」を使用しています。

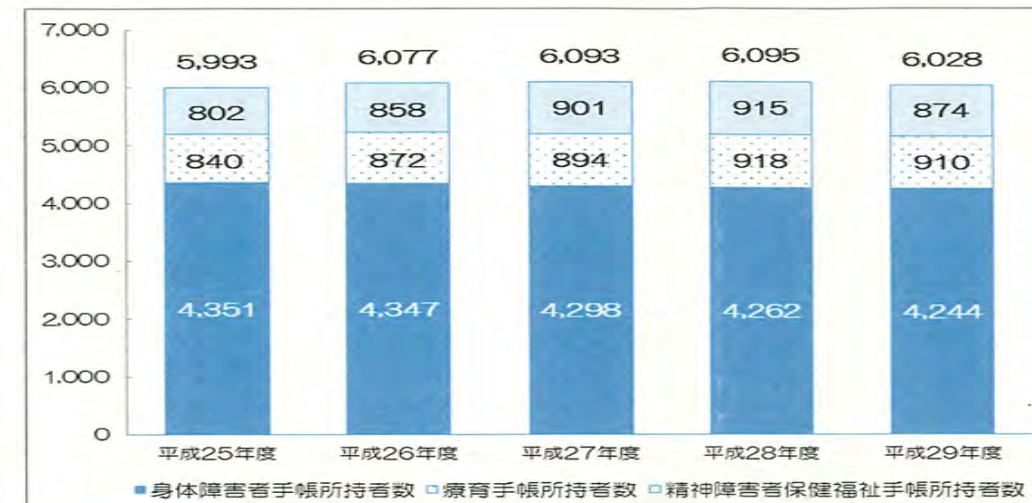
(4) 計画の期間

平成 31 年度（2019 年度）から 2023 年度までの 5 年間とします。

2 計画の基本的方向

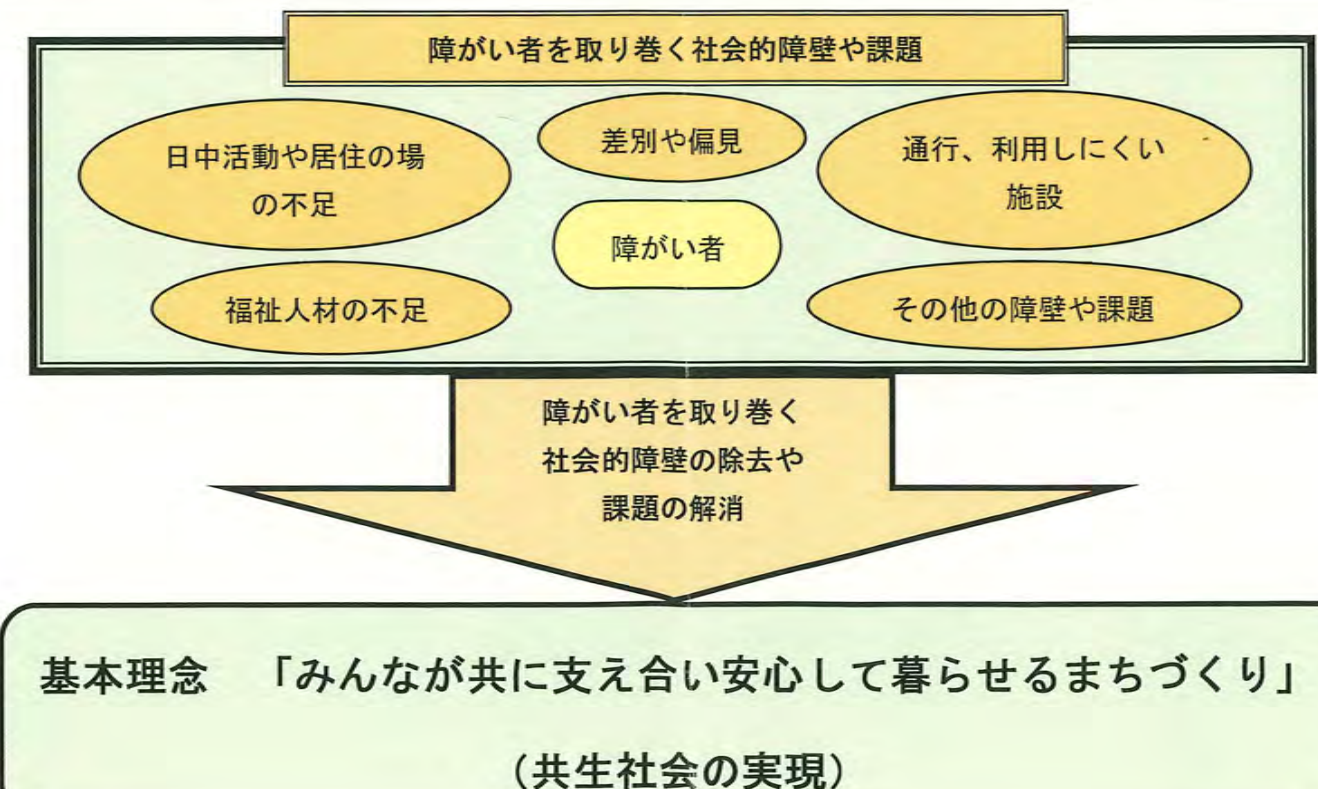
(1) 佐久市の障がい者の状況

平成 29 年度の手帳所持者の総数は 6,028 人で、平成 25 年度の 5,993 人と比較して 35 人（0.6%）増加しています。また、平成 29 年度の手帳所持者の構成は、身体 4,244 人（70.4%）、療育 910 人（15.1%）、精神 874 人（14.5%）となっています。



(2) 基本理念

障がい者を取り巻く社会的障壁や課題を明らかにし、これを取り除く施策を推進することで、「みんなが共に支え合い安心して暮らせるまちづくり」を目指します。



3 具体的施策の方向

基本的施策	分野別施策	具体的施策の方向	該当ページ
第1章 地域での自立生活への支援	第1節 地域生活・移行を支援する在宅福祉サービスの充実	1 在宅福祉サービス体制の充実	31
		2 地域生活支援事業などの利用促進	31
		3 地域生活移行支援の充実	31
		4 日中活動の場の拡大	31
		5 補装具、日常生活用具給付の充実	31
	第2節 サービスの質の確保	1 安定かつ適切なサービスの提供	32
		2 自己評価、第三者評価の推進	32
	第3節 生活基盤の安定	1 各種手当制度の利用促進及び減免制度の周知	33
		2 重度障がい者などへの医療費の助成	33
		3 公共住宅への入居支援	33
	第4節 就労支援の充実	1 就労促進に向けた相談支援体制の充実	35
		2 一般就労の促進	35
		3 福祉的就労の促進	35
第2章 障がいへの理解と権利擁護の推進	第1節 障がいへの理解に対する啓発の推進	1 障がいのある人となない人の交流機会の拡大	37
		2 障がいへの理解に対する普及・啓発・広報の推進	38
	第2節 権利擁護施策の充実	1 権利擁護の推進と障がい者差別の解消	39
		2 権利行使の推進	39

各章ごとのポイント

第1章 地域での自立生活への支援

基本的施策

障がい者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活していくため、在宅福祉サービスの充実や就労支援施策を推進します。また、障がい者の地域生活の充実を図るため、必要なサービス基盤の整備を推進します。

主な具体的施策

- ・ 障がい者の在宅での生活を支えるため、居宅介護を始めとした福祉サービスの充実や、生活介護など日中活動の場の拡大に努めます。
- ・ 障がい者の地域生活の場を確保するため、グループホームの施設整備の促進を図り、地域移行を推進します。
- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）、またその家族などの地域生活を支援するため、医療、福祉などの関係機関と連携を強化し、ニーズに応じたサービス提供体制の整備を推進します。
- ・ 障がい者が、職業を通じた社会参加や自己実現ができるよう、就労相談や就労定着支援などの体制の充実を図るとともに、障害福祉サービス事業所と連携した就労支援を行います。

第2章 障がいへの理解と権利擁護の推進

基本的施策

障がいに応じた適切な配慮や支援ができるよう、障がいへの理解を深める心のバリアフリーを推進します。また、障がい者が自らの権利を守り、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないように、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

主な具体的施策

- ・ 佐久市手話言語条例に基づき、医療機関及び学校と連携して障がいに対する理解の促進を図ります。
- ・ 障がいのある人となない人が交流できる場を拡大し、心のバリアフリーを推進します。
- ・ 障がい者に対する虐待や、差別解消に関する普及・啓発を図るための研修会を開催し、障がい者に対する虐待や差別の未然防止に努めます。
- ・ 成年後見制度の周知及び利用の促進を図るとともに、市民後見人の養成に努めます。

4 数値目標一覧

章	目標項目	現状 (平成 29 年度) (2017 年度)	中間年度 (2021 年度)	目標 (2023 年度)
第 1 章	福祉的就労 ^{(注) 1} の場の拡大(定員数)	372 人	410 人	430 人
	過去の推移と今後の利用者の増加を見込み目標を設定しました。			
	就労継続支援 B 型事業所 ^{(注) 2} の 月額平均工賃(一人当たり)	15,142 円	17,000 円	18,000 円
	過去の推移と県の目標を勘案し目標を設定しました。			
第 2 章	日常生活自立支援事業 (有効契約者数)	21 人	33 人	40 人
	さく成年後見支援センターにおける 障がい者の法人後見数(累計)	2 人	4 人	6 人
	さく成年後見支援センターにおける 成年後見に関する年間延べ相談件数	21 件	25 件	30 件
	現状と今後の利用者の増加を見込み目標を設定しました。			
第 3 章	移動支援利用実人数	145 人	165 人	175 人
	過去の推移と今後の利用者の増加を見込み目標を設定しました。			
	登録手話通訳者数	17 人	19 人	20 人
	過去の推移と資格取得までの期間を要することを勘案し目標を設定しました。			
	手話通訳派遣回数	100 回	140 回	160 回
	過去の推移と佐久市手話言語条例の制定による派遣の増加を見込み目標を設定しました。			
	登録要約筆記者数	14 人	16 人	17 人
	過去の推移と資格取得までの期間を要することを勘案し目標を設定しました。			
第 4 章	要約筆記派遣回数	48 回	65 回	75 回
	過去の推移と佐久市手話言語条例の制定による派遣の増加を見込み目標を設定しました。			
	相談支援専門員の人数	31 人	32 人	33 人
	過去の推移と今後のサービス利用者の増加を見込み目標を設定しました。			
第 4 章	ピアサポーター登録者数	10 人	15 人	20 人
	3 年に一度開催される研修会により登録者が増加することを目指し目標を設定しました。			

(注) 1 福祉的就労の場の拡大の対象施設は、地域活動支援センター、生活介護事業所、就労継続支援 A 型・B 型事業所、就労移行支援事業所です。

(注) 2 就労継続支援 B 型事業所の月額平均工賃については、県が公表している市内事業所の工賃実績に基づき算出しています。

5 スケジュール

項目	平成29年度			平成30年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務局	計画(骨子)の作成				骨子作成										
	計画(素案)の作成								素案作成						
	印刷・製本														
審議会	保健福祉審議会	● [諮問]						●				●	● [答申]		
	障害者福祉部会							●			●	●	●		
庁内検討	企画調整幹事会						●				●				
	企画調整委員会						●				●				
	部長会議													●	
	庁内検討部会 (ワーキンググループ)				●				●						
市民参加	議会(全員協議会)							●							
	意見聴取(ヒアリング)		●												
	市民意見公募 (パブリックコメント)								●			●			
	市民意見公表									●			●		

※パブリックコメントにおいて骨子案に関する意見はありませんでした。

〈今後の予定〉

- ・素案パブリックコメント 平成30年 12月 中旬から
- ・保健福祉審議会答申 平成31年 1月 下旬

第二次
佐久市障がい者プラン（素案）
みんなが共に支え合い安心して暮らせるまちづくり

2019 年（平成 31 年）●月

佐久市

目 次

第1編 計画の概要	4
1 計画策定の目的	4
2 計画の位置付け	5
3 障がい者の概念	5
4 計画の期間	5
第2編 計画の基本的方向	6
第1章 佐久市の障がい者の状況	6
第1節 人口の推移	6
第2節 障がい者の状況	7
1 障がい者の動向	7
2 身体障がい者の状況	7
3 知的障がい者の状況	9
4 精神障がい者の状況	10
5 難病患者の状況	10
第2章 障がい者などに係る福祉サービスの状況	11
第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス	11
1 自立支援給付対象サービス	12
2 障がい児支援サービス	18
3 地域生活支援事業	20
第2節 その他事業	22
第3章 計画の基本的な考え方	26
第1節 基本理念	26
第2節 施策の推進体系	27
1 地域で支える仕組みづくり	27
2 施策の概要	28
第3編 具体的施策の方向	30
第1章 地域での自立生活への支援	30
第1節 地域生活・移行を支援する在宅福祉サービスの充実	30
1 在宅福祉サービス体制の充実	31
2 地域生活支援事業などの利用促進	31
3 地域生活移行支援の充実	31
4 日中活動の場の拡大	31
5 補装具、日常生活用具給付の充実	31

第2節	サービスの質の確保	32
1	安定かつ適切なサービスの提供	32
2	自己評価、第三者評価の推進	32
第3節	生活基盤の安定	33
1	各種手当制度の利用促進及び減免制度の周知	33
2	重度障がい者などへの医療費の助成	33
3	公営住宅への入居支援	33
第4節	就労支援の充実	34
1	就労促進に向けた相談支援体制の充実	35
2	一般就労の促進	35
3	福祉的就労の促進	35
第2章	障がいへの理解と権利擁護の推進	37
第1節	障がいへの理解に対する啓発の推進	37
1	障がいのある人とない人の交流機会の拡大	37
2	障がいへの理解に対する普及・啓発・広報の推進	38
第2節	権利擁護施策の充実	39
1	権利擁護の推進と障がい者差別の解消	39
2	権利行使の推進	39
第3章	安心して暮らせる地域づくりと社会参加の促進	41
第1節	人にやさしいまちづくりの推進	41
1	ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりの推進	42
2	公共施設などの整備	42
3	住宅の整備	42
4	交通バリアフリー化の推進	42
5	移動手段の確保	43
第2節	コミュニケーションの充実	44
1	コミュニケーションを支援する人材の確保と養成	44
2	障がいの特性に応じた情報提供の支援	45
3	情報機器の利用促進	45
第3節	防犯・防災対策の充実	46
1	防犯対策の充実	47
2	防災対策の充実	47
第4節	地域福祉活動の推進	48
1	ボランティア活動の推進	48
2	地域を支える福祉活動の充実	48
第5節	スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の振興	49
1	スポーツ・レクリエーション活動の支援による社会参加の促進	49

2	指導員の養成とボランティアの参加促進	50
3	文化芸術活動の振興	50
第4章	総合的な支援体制の充実	51
第1節	相談支援体制の充実	51
1	相談支援体制の強化	51
2	相談を行う人材の育成と確保	51
第2節	障がい児の療育体制の充実	53
1	療育支援体制の整備	54
2	障がいの早期発見・早期療育体制の充実	54
3	療育支援の充実	54
4	就学前保育の充実	55
第3節	保健・医療サービスの充実	56
1	健康づくりの推進	57
2	医療・リハビリテーションの充実	57
第4節	福祉教育の推進	58
1	福祉の心を育てる教育の推進	58
2	特別支援教育体制の充実	58
第4編	計画の推進と評価体制	60
付属資料		
1	数値目標一覧（再掲）	61
2	用語解説	62
(本文中、*印を付けた用語は、62 ページ以降の「用語解説」に説明があります。)		
3	佐久市手話言語条例	72
4	相談窓口一覧	74

第1編 計画の概要

1 計画策定の目的

本市では、障害者基本法※に基づき、「みんながいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした「第一次佐久市障害者プラン」（平成 21 年度～30 年度を計画期間とし、中間年度に「後期計画（平成 26 年度～30 年度）」に見直し）により、障がい者施策を推進してきました。

この間、平成 24 年 6 月に、障害者自立支援法に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律※」（以下、「障害者総合支援法」という。）が制定され、基本理念として「共生社会」を目指す方向性が掲げられました。また、平成 28 年 5 月には、障がい者の社会参加の促進や障がい児支援の拡充などについて加えた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年 4 月から施行されています。

さらには、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※」（平成 25 年法律第 65 号）（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行され、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した取組が始まっています。

市においても、平成 30 年 4 月に「佐久市手話言語条例※」を施行し、障がい者に対する理解の促進及びコミュニケーション支援の取組について、さらなる推進を図っているところです。

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、国・県の施策の動向やこれまでの市の取組の方向性を踏まえつつ、障がい者の社会参加の促進や共生社会の実現に向けた新たな取組を、なお一層推進して行くことが必要です。このような変化に的確に対応するとともに、平成 30 年度末をもって終了する「第一次佐久市障がい者プラン後期計画」で取り組んできた各施策を検証し、障がい者を取り巻く様々な社会的障壁※を除去し課題を解消することで、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた障がい者施策をさらに推進していくため、新たに「第二次佐久市障がい者プラン」を策定するものです。

本文中、※印を付けた用語は、62 ページ以降の「用語解説」に説明があります。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めた計画です。また、「第二次佐久市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の上位計画である「第三次佐久市地域福祉計画」の個別計画に位置付けられる計画です。

3 障がい者の概念

本計画における「障がいのある人」「障がい者」は、障害者基本法に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から 2023 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や障がい者福祉施策の動向などに対応する必要性が生じた場合は、期間中に計画を一部見直すこととします。

「障がい」という表記について

本計画では、「障害」と「障がい」の二つの言葉を使用しています。法令用語や固有の名称などに使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいを表す場合は、「障がい」を使用しています。

第2編 計画の基本的方向

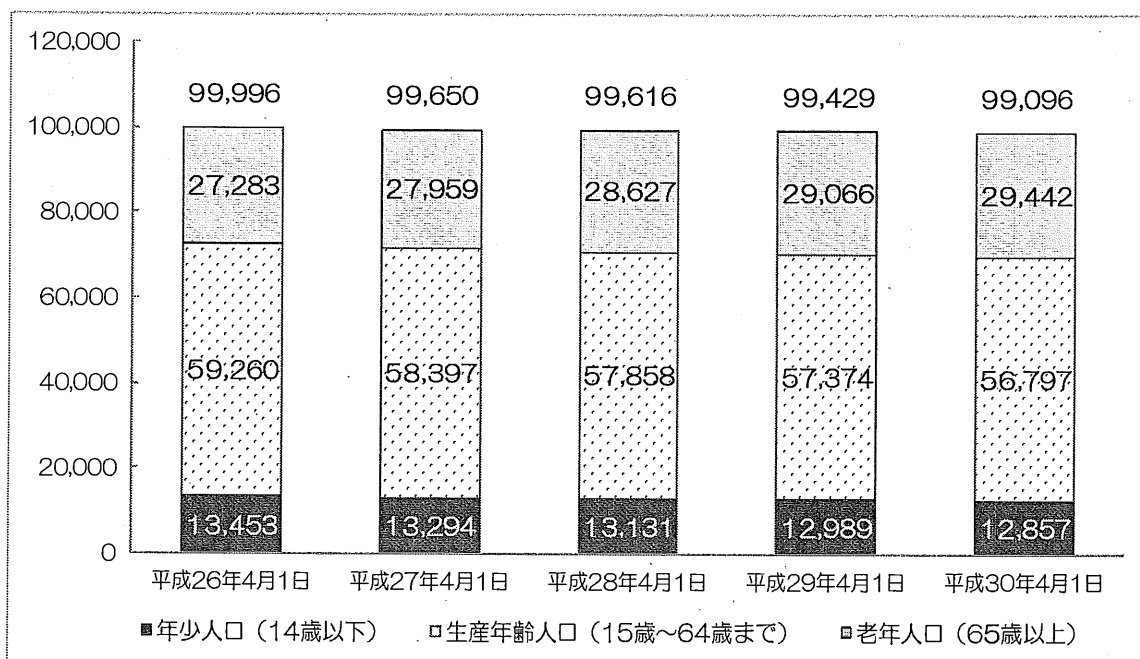
第1章 佐久市の障がい者の状況

第1節 人口の推移

本市の住民基本台帳人口は、平成30年が99,096人で、平成26年の99,996人に比べ900人(0.9%)減少しています。

また、平成30年4月1日現在の年齢3区分別人口の割合は、14歳以下の年少人口は13.0%、15歳から64歳までの生産年齢人口は57.3%、65歳以上の老年人口は29.7%となっており、年少人口、生産年齢人口の割合が減少する一方で、老年人口の割合は増加しています。

年齢3区分別人口の推移(人)



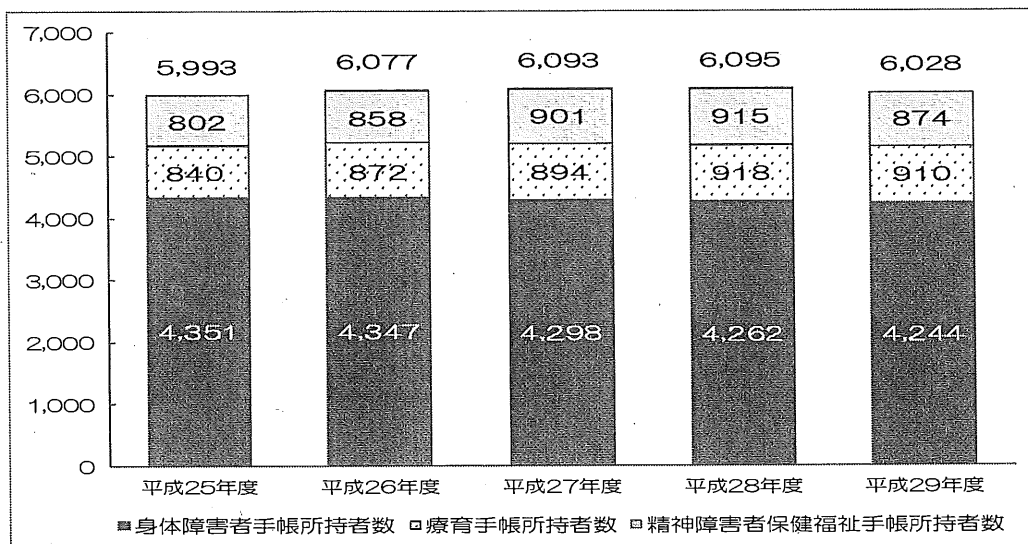
各年4月1日現在〔資料：住民基本台帳〕

第2節 障がい者の状況

1 障がい者の動向

平成29年度の障がい者手帳の所持者数は6,028人で、平成25年度の5,993人に比べ35人(0.6%)増加しています。また、平成30年4月1日現在の佐久市住民基本台帳人口に占める手帳所持者の割合は6.1%となっています。

障がい者手帳所持者数の推移(人)



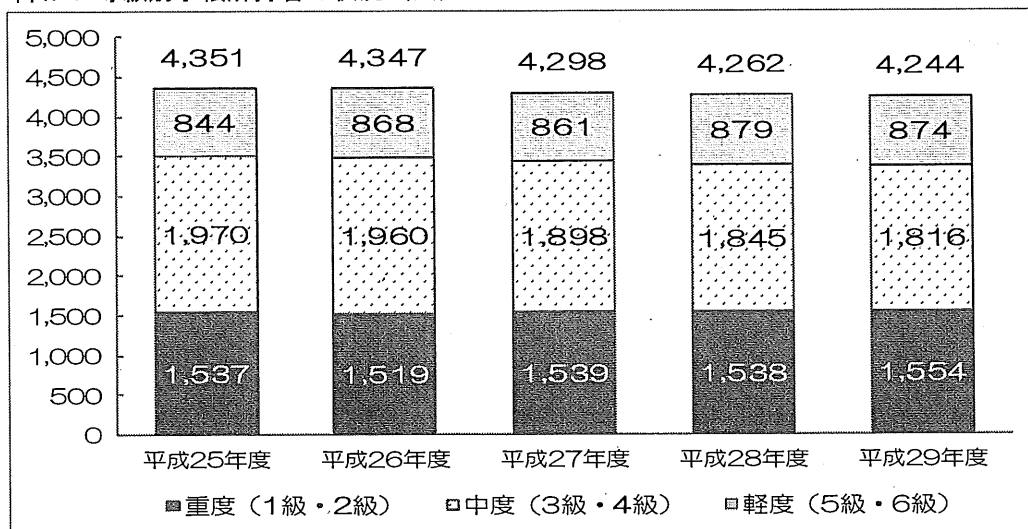
各年度3月31日現在〔資料：福祉課〕

2 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数(障がい等級別)

平成29年度の身体障害者手帳所持者数は4,244人で、平成25年度の4,351人に比べ107人(2.5%)減少しています。また、等級別では、重度の1級・2級所持者が17人(1.1%)増加、中度の3級・4級所持者が154人(7.8%)減少、軽度の5級・6級所持者が30人(3.6%)増加しています。

障がい等級別手帳所持者の状況(人)

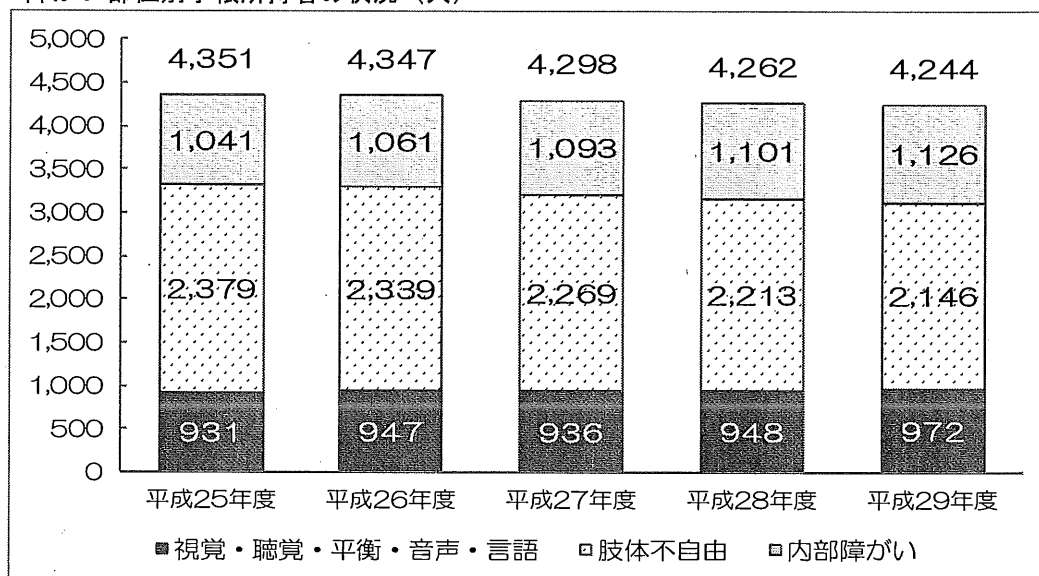


各年度3月31日現在〔資料：福祉課〕

(2) 身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）

平成 29 年度では肢体不自由障がい者が平成 25 年度から 233 人（9.8%）減少していますが、依然として 2,146 人（50.6%）と半数を占めています。また、内部障がい者が平成 25 年度から平成 29 年度までの 4 年間で 85 人（8.2%）、視覚・聴覚・平衡機能などの障がい者が 41 人（4.4%）増加しています。

障がい部位別手帳所持者の状況（人）

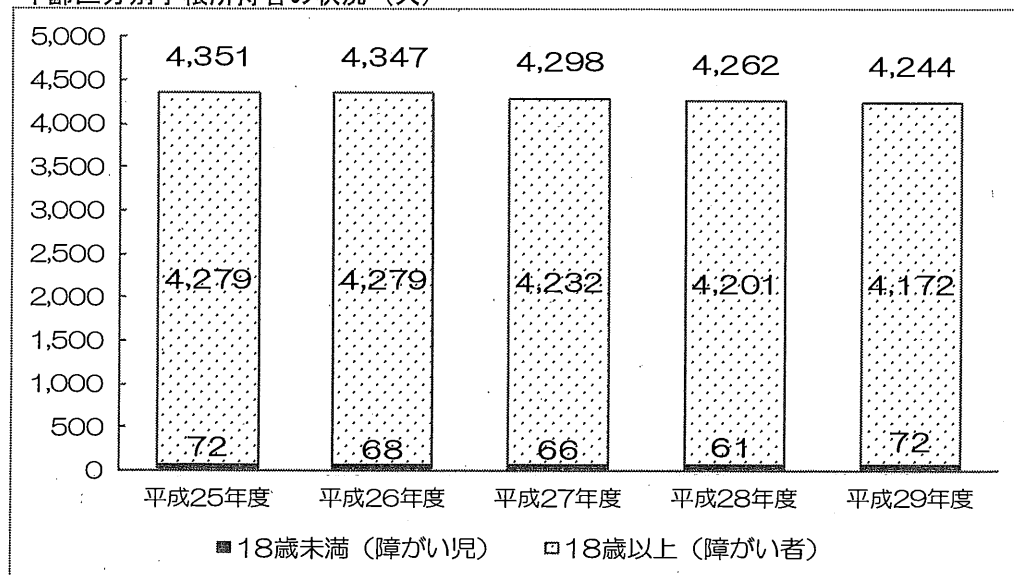


各年度 3 月 31 日現在〔資料：福祉課〕

(3) 身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）

平成 29 年度では、18 歳未満の身体障がい児は 72 人（1.7%）、18 歳以上の身体障がい者が 4,172 人（98.3%）となっています。また、18 歳以上の身体障がい者の推移では、平成 25 年度から平成 29 年度までの 4 年間で、107 人（2.5%）減少しています。

年齢区分別手帳所持者の状況（人）



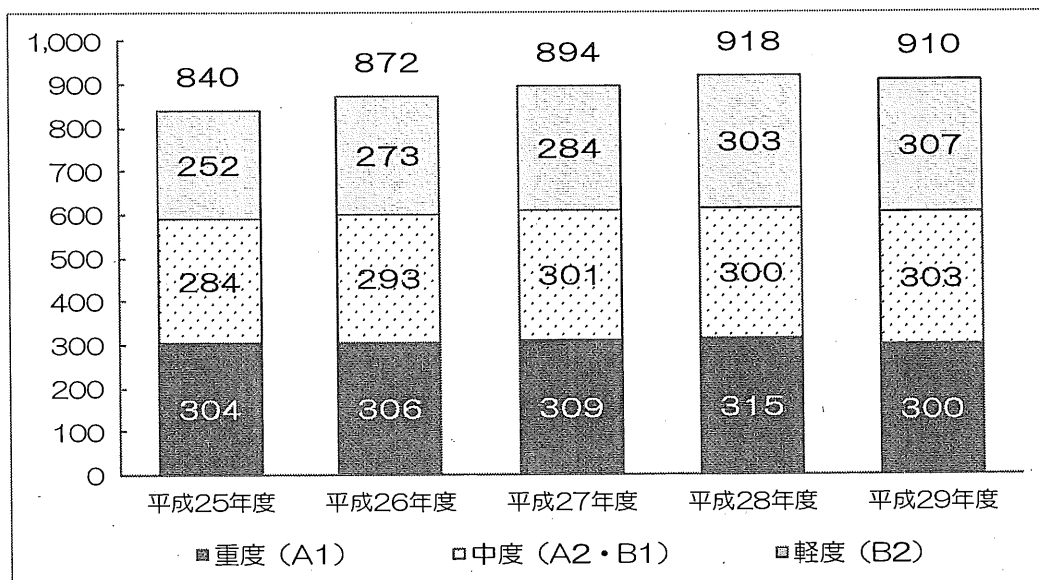
各年度 3 月 31 日現在〔資料：福祉課〕

3 知的障がい者の状況

(1) 療育手帳所持者数（障がい程度別）

平成 29 年度の療育手帳所持者数は 910 人で、平成 25 年度の 840 人に比べ 70 人（8.3%）増加しています。また、程度別では、重度の A1 所持者が 4 人（1.3%）減少、中度の A2・B1 所持者が 19 人（6.7%）増加、軽度の B2 所持者が 55 人（21.8%）増加しています。

程度別手帳所持者の状況（人）



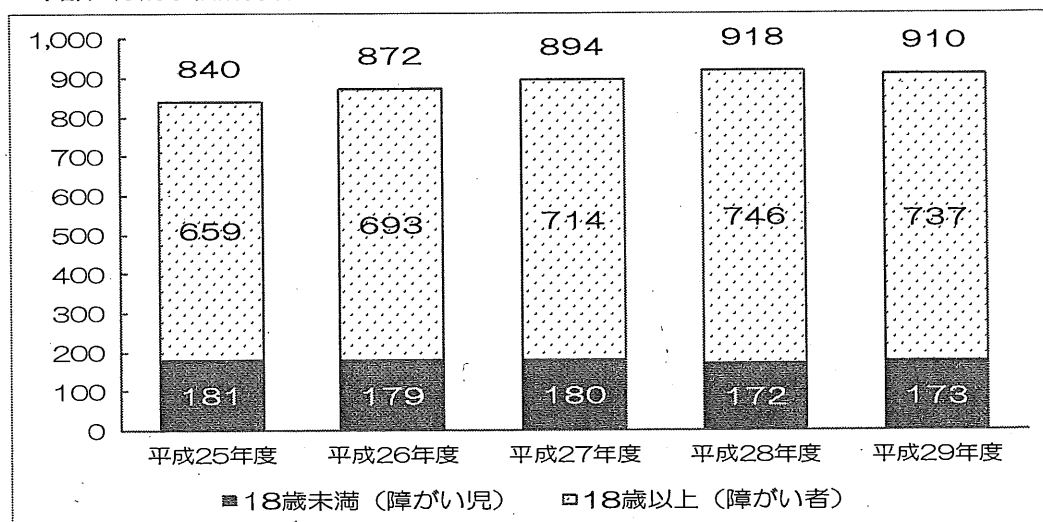
各年度 3 月 31 日現在〔資料：福祉課〕

(2) 療育手帳所持者数（年齢区分別）

平成 29 年度では、18 歳未満の知的障がい児は 19.0%と全体の約 5 分の 1 を占めており、18 歳未満の身体障がい児の 1.7%と比較すると、高い割合を占めています。

また、18 歳以上の知的障がい者の推移では、平成 25 年度から平成 29 年度までの 4 年間で、78 人（11.8%）増加しています。

年齢区分別手帳所持者の状況（人）



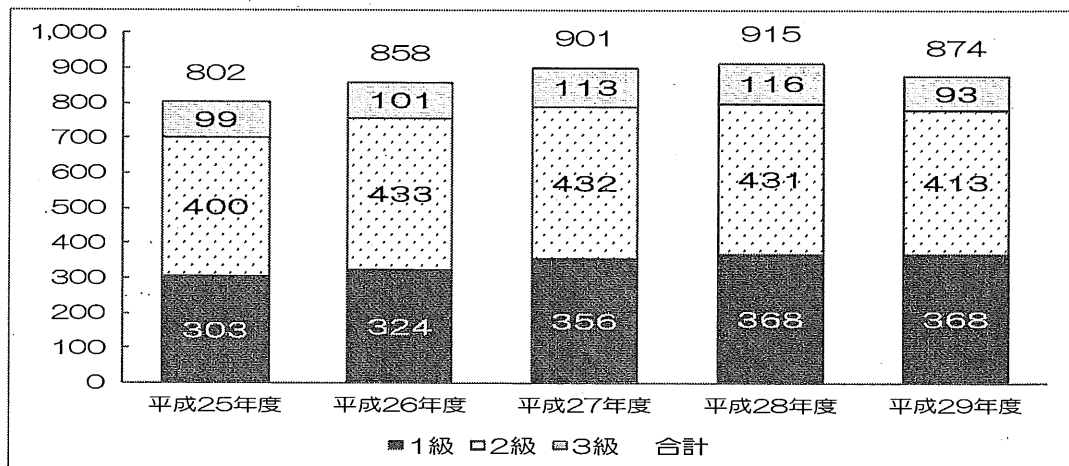
各年度 3 月 31 日現在〔資料：福祉課〕

4 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数（障がい等級別）

平成 29 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、874 人で、平成 25 年度の 802 人に比べ、72 人（9.0%）増加しています。等級別では、1 級所持者が 65 人（21.5%）増加、2 級所持者が 13 人（3.3%）増加、3 級所持者が 6 人（6.1%）減少しています。

等級別手帳所持者の状況（人）



各年度 3 月 31 日現在〔資料：福祉課〕

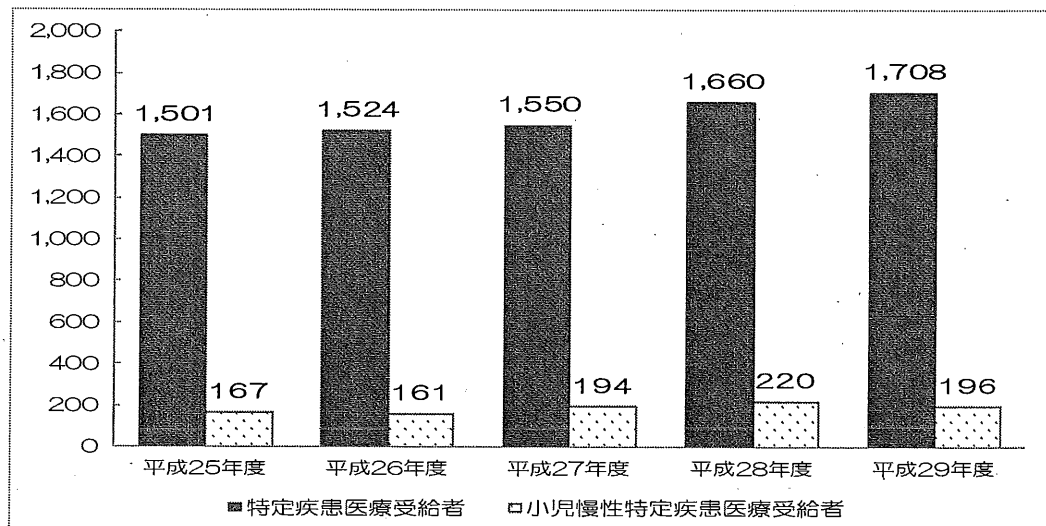
5 難病患者の状況

特定疾患・小児慢性特定疾患医療受給者数

原因不明で治療法が確立していない疾病や、慢性的で経済的、精神的な負担などが大きい疾患を難病と呼び、その中で指定された疾患を特定疾患として、医療費の一部を公費負担しています。平成 29 年度の佐久保健所管内の特定疾患医療受給者は、1,708 人で、平成 25 年度の 1,501 人に比べ 207 人（13.8%）増加しています。

また、平成 29 年度の佐久保健所管内の小児慢性特定疾患医療※受給者は、196 人で、平成 25 年度の 167 人に比べ 29 人（17.4%）増加しています。

特定疾患・小児慢性特定疾患医療受給者の状況（人）

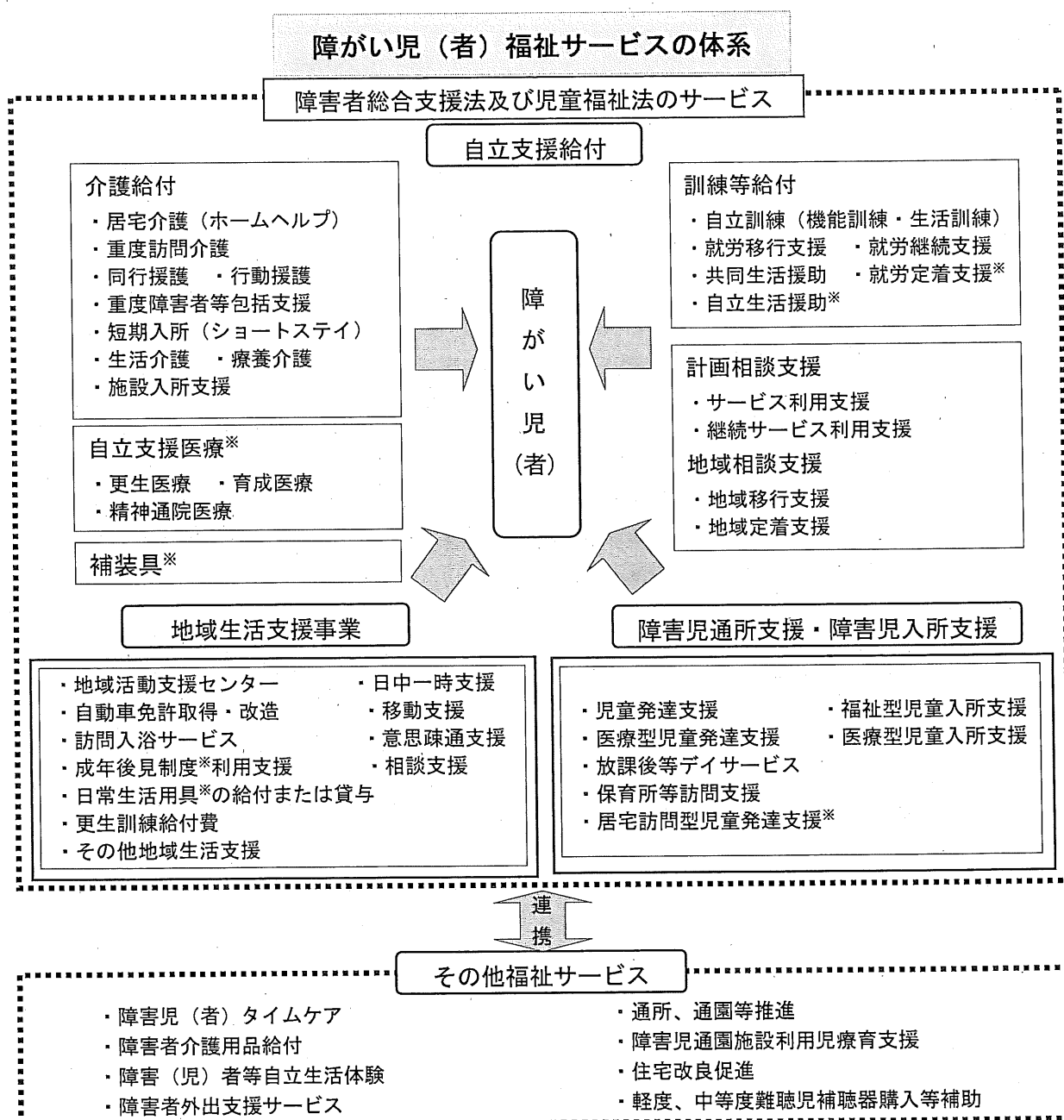


佐久保健所管内の統計値 各年度 3 月 31 日現在〔資料：佐久保健所〕

第2章 障がい者などに係る福祉サービスの状況

第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者などが自立した日常生活・社会生活を営むことが出来るよう、障がいの種別などに関わらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するもので、障害者総合支援法による総合的な支援は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。また、18歳未満の障がい児については、これに加えて児童福祉法による福祉サービスの提供を受けることもできます。



1 自立支援給付対象サービス

自立支援給付の対象サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、その他に、「計画相談支援給付」、「自立支援医療費」、「補装具費」があります。「介護給付」と「訓練等給付」は、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう在宅生活の支援を図る「訪問系サービス」、主として日中施設において介護や創作的・生産的活動の場の提供や、知識、技能の向上のために必要な訓練等を行う「日中活動系サービス」、居住の場を提供し日常生活上の援助、介護等を行う「居住系サービス」に区分され、各サービスを選択し利用することが可能です。

(1) 訪問系サービス

ア 訪問系サービス内容

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のほか、調理、洗濯及び掃除等の家事の援助を行います。また、通院等の介助も行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危機を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

イ 訪問系サービスの利用実績

(各年度1か月当たりの平均)

区分	サービス名	単位	実績			
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護 給 付	居宅介護	利用者数 (人)	157	165	188	185
		利用時間 (時間)	3,243	3,329	3,394	3,504
	重度訪問 介護	利用者数 (人)	0	0	0	0
		利用時間 (時間)	0	0	0	0
	同行援護	利用者数 (人)	6	8	12	12
		利用時間 (時間)	63	75	100	116
	行動援護	利用者数 (人)	67	64	70	51
		利用時間 (時間)	2,065	1,957	2,002	2,067
	重度障害者 等包括支援	利用者数 (人)	0	0	0	0
		利用時間 (時間)	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

ア 日中活動系サービス内容

区分	サービス名	サービス内容
介護 給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練 等 給付	自立訓練（機能訓練）	一定期間、理学療法等のリハビリテーション*や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	一定期間、入浴や排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人のうち、適切な支援により雇用契約に基づき就労することが可能な人に、雇用して就労する場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 B 型	雇用契約に基づく就労が困難である人に、働く場を提供するとともに、生産活動を通して、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

イ 日中活動系サービスの利用実績

(各年度1か月当たりの平均)

区分	サービス名	単位	実績			
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護 給付	生活介護	利用者数 (人)	273	285	266	294
		利用日数 (日)	5,315	5,460	5,157	5,664
	療養介護	利用者数 (人)	11	11	13	14
	短期入所 (福祉型)	利用者数 (人)	32	37	44	38
		利用日数 (日)	159	183	194	173
	短期入所 (医療型)	利用者数 (人)	3	4	4	4
		利用日数 (日)	38	53	42	35
訓練 等 給付	自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)	0	1	3	1
		利用日数 (日)	0	18	38	20
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)	5	8	8	9
		利用日数 (日)	91	131	109	131
	就労移行 支援	利用者数 (人)	10	7	10	9
		利用日数 (日)	143	118	161	146
	就労継続 支援 A 型	利用者数 (人)	13	12	13	10
		利用日数 (日)	274	255	246	211
	就労継続 支援 B 型	利用者数 (人)	183	195	207	223
		利用日数 (日)	2,968	3,163	3,306	3,617

(3) 居住系サービス

ア 居住系サービス内容

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ 居住系サービスの利用実績

(各年度1か月当たりの平均)

区分	サービス名	単位	実績			
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	施設入所支援	利用者数 (人)	145	147	147	147
訓練等給付	共同生活援助	利用者数 (人)	101	106	112	118

(4) 相談支援

ア 相談支援サービス内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画※案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

イ 相談支援サービス利用実績

(各年度1か月当たりの平均)

サービス名	単位	実績			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	利用者数 (人)	161	173	172	182
地域移行支援	利用者数 (人)	0	0	0	1
地域定着支援	利用者数 (人)	0	0	2	9

(5) 補装具費の支給

ア 補装具費の支給内容

補装具を必要とする身体障がい者等に購入費や修理費の給付を行います。

イ 補装具費の利用実績

(各年度の実績は年単位)

サービス名	単位	実績			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
補装具の支給	実利用者数 (人)	222	228	222	249
	利用件数 (件)	269	255	263	275

2 障がい児支援サービス

障がいのある子どもが、心身ともに健やかに育成され、可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるように必要なサービスの提供を行っています。

(1) 障がい児支援サービスの内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、施設において、日常生活における基本的な動作の助言、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた児童に対して、児童発達支援等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や休業日に施設において、生活能力の向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の助言、知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	障害児入所施設または指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の助言、知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

(2) 障がい児支援サービスの利用実績

(各年度1か月当たりの平均)

サービス名	単位	利用実績			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用児童数 (人)	49	51	60	47
	利用日数 (日)	162	129	120	116
医療型児童 発達支援	利用児童数 (人)	0	0	0	0
	利用日数 (日)	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用児童数 (人)	33	40	46	65
	利用日数 (日)	408	469	1,255	669
保育所等 訪問支援	利用児童数 (人)	0	0	0	0
	利用日数 (日)	0	0	0	0
福祉型障害児 入所施設	利用児童数 (人)	1	1	0	0
医療型障害児 入所施設	利用児童数 (人)	18	12	10	8
障害児相談 支援	利用児童数 (人)	17	16	22	24

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施することにより、効率的・効果的な取組を可能とする事業です。

(1) 地域生活支援事業の内容一覧

事業名	事業内容
相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行っている人からの相談に応じて、必要な情報の提供、助言等を行うとともに、権利擁護のための必要な援助を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具 給付事業	重度障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付と住宅改修費の助成を行い、日常生活の支援を推進します。
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者等について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター (機能強化事業)	障がい者等の日中活動の場として、創作的活動や生産活動へ参加する機会、社会との交流等の機会の提供を行い、地域生活支援の推進を図ります。
訪問入浴サービス事業	重度身体障がい者に対し、訪問による入浴サービスを行い、重度身体障がい者の心身の健康を増進するとともに、家庭介護の負担の軽減を図ります。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保することにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

(2) 地域生活支援事業の利用実績

(各年度の実績は年単位)

サービス名	単位	実績			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業	実利用者数 (人)	326	309	274	293
	利用量 (件)	4,012	3,380	2,695	3,178
意思疎通支援 事業	実利用者数 (人)	22	24	24	22
	利用件数 (件)	105	152	194	148
日常生活用具 給付事業	実利用者数 (人)	263	268	286	279
	利用件数 (件)	2,018	2,152	2,222	2,235
移動支援事業	実利用者数 (人)	91	107	128	145
	利用時間 (時間)	6,137	7,700	8,708	9,349
地域活動支援 センター	実利用者数 (人)	58	56	51	51
	箇所数 (箇所)	2	2	2	2
訪問入浴 サービス事業	実利用者数 (人)	10	11	11	12
	利用回数 (回)	717	813	752	873
日中一時支援 事業	実利用者数 (人)	89	100	103	112
	利用時間 (時間)	17,500	16,760	17,035	17,430

第2節 その他事業

障害者総合支援法による自立支援給付や地域生活支援事業のほか、障がい者やその家族を支援するための各種事業を行っています。

(1) その他事業の内容一覧

事業名	サービス内容
心身障害児（者） タイムケア事業	家庭で一時的に介護ができない場合の介護の提供（年間 300 時間限度）を行います。
重度障害者介護 用品給付事業	低所得世帯で在宅の寝たきり障がい者を介護している家族に、介護用品の給付を行います。
障害（児）者等 自立生活体験事業	地域生活への移行に必要な自活能力等の向上を図るための宿泊体験を行います。
障害者外出支援 サービス事業	低所得世帯で公共交通機関の利用が自分ではできない人への外出支援を行います。
重度障害者介護 給付費助成事業	障がい者がデイサービスの提供を受けやすいよう施設に対する助成を行います。
心身障害児（者）通所 通園費等推進事業	施設入通所者の介護者等が面会等で有料道路を使用した場合の補助を行います。
住宅改良促進事業	地域生活を支援するため、住居のバリアフリー※化等への補助を行います。

(2) その他事業の利用実績

(各年度の実績は年単位)

事業名	単位	実績			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
心身障害児（者） タイムケア事業	実利用者数 （人）	190	192	183	176
	利用時間 （時間）	11,637	9,240	8,785	9,510
重度障害者介護用品 給付事業	実利用者数 （人）	2	2	1	0
障害（児）者等 自立生活体験事業	実利用者数 （人）	9	7	7	4
	利用日数 （日）	48	50	30	42
障害者外出支援 サービス事業	実利用者数 （人）	16	11	16	12
	利用回数 （回）	156	209	216	142
重度障害者介護 給付費助成事業	実利用者数 （人）	1	2	2	1
	利用日数 （日）	116	241	207	111
心身障害児（者）通所 通園費等推進事業	実利用者数 （人）	9	6	4	3
住宅改良促進事業	実利用者数 （人）	1	2	2	4
	利用件数 （件）	1	2	2	4

○各種サービスの利用状況における現状と課題

- (1) 障がい者の日中活動の場となる就労継続支援 B 型事業所や、居住の場となる共同生活援助（グループホーム）などのサービス利用量が増加しており、障がい者の地域生活を支える場の確保が求められています。
- (2) 障がい者の社会参加を促進する移動支援事業の利用量が年々増加しており、障がい者にとって外出しやすい環境の整備が求められています。
- (3) 障がい者がサービスを利用するために必要な計画相談支援が年々増加しており、相談支援専門員※の増加が求められています。

○第一次佐久市障がい者プラン後期計画の平成 30 年度目標値に対する
平成 29 年度実績及び達成率

目標項目	基準値 平成 24 年度	平成 29 年度 実績 (A)	平成 30 年度 目標値 (B)	達成率 (A) / (B)
日常生活用具給付件数	1,978 件	2,235 件	2,966 件	75.4%
(注) 1 福祉的就労の場の 拡大 (定員数)	320 人	372 人	370 人	100.5%
(注) 2 就労継続支援 B 型 事業所の月額平均工賃 (一人当たり)	13,962 円	15,142 円	17,500 円以上	86.5%
佐久市登録手話通訳者 ・要約筆記奉仕員数	25 人	31 人	45 人	68.9%
手話通訳等派遣回数	151 回	148 回	210 回	70.5%
移動支援利用実人数	98 人	145 人	167 人	86.8%
災害時住民支え合い マップ作成	208 行政区	239 行政区	240 行政区	99.6%
相談支援専門員の人数	18 人	31 人	35 人	88.6%
指定相談支援事業所数	11 事業所	15 事業所	23 事業所	65.2%

(注) 1 福祉的就労の場の拡大の対象施設は、地域活動支援センター、生活介護事業所、就労継続支援 A 型・B 型事業所、就労移行支援事業所です。

2 就労継続支援 B 型事業所の月額平均工賃については、県が公表している市内事業所の工賃実績に基づき算出しています。

イラスト

イラスト

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障がい理由とする差別の解消を推進し、すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と関係を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行されました。共生する社会とは、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であり、この実現のためには、障がい者の社会参加を妨げる原因となる社会的障壁や課題を取り除き、障がい者が社会参加できるような環境整備が必要です。

また、障がいを、障がい者個人だけの課題ではなく、社会全体の課題としてとらえ、家族、地域社会、行政などが共に支え合い、課題解決に向けて取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、「第二次佐久市障がい者プラン」では、障がい者を取り巻く社会的障壁や課題を明らかにし、これを取り除く施策を推進することで、その人らしく安心して生活できる社会とするため、「みんなが共に支え合い安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

第二次佐久市障がい者プランの基本理念

**みんなが共に支え合い
安心して暮らせるまちづくり**
(共生社会の実現)

第2節 施策の推進体系

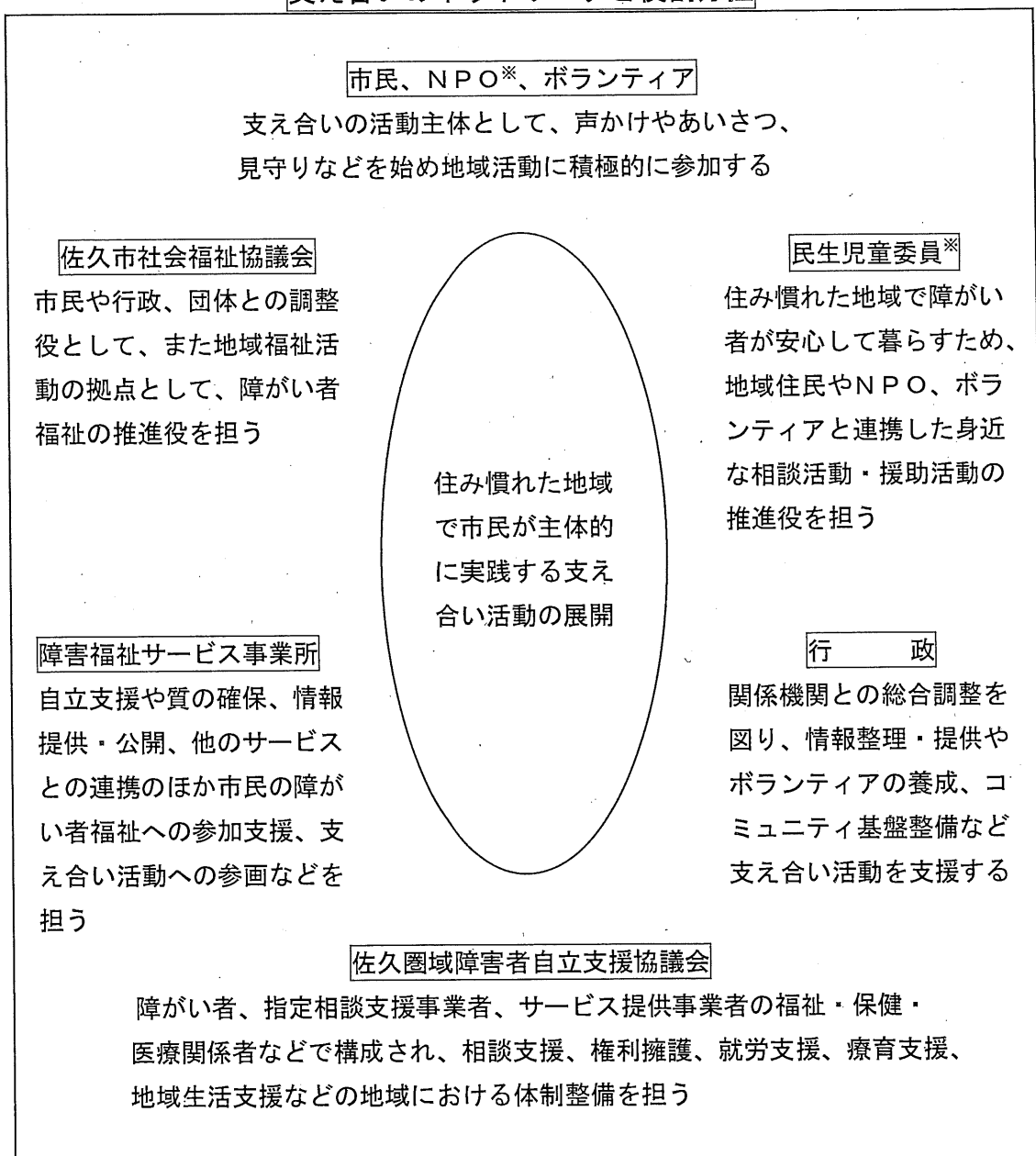
1 地域で支える仕組みづくり

障がい者を地域で支える仕組みづくりを推進するためには、公的支援の充実とともに地域住民や地域の多様な主体が参画することが、これまでも増して重要となってきます。

誰もが共に支え合い、地域で安心して暮らしていくことができるネットワークを構築するため、市内の様々な社会資源が連携しそれぞれの立場で積極的に行動するよう推進する必要があります。

「第二次佐久市障がい者プラン」では、基本理念を踏まえ4つの基本的施策に基づき推進していきます。

支え合いのネットワークと役割分担



みんなが共に支え合い安心して暮らせるまちづくり

第1章 地域での自立生活への支援

障がい者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活していくため、在宅福祉サービスの充実や就労支援施策を推進します。また、障がい者の地域生活の充実を図るため、必要なサービス基盤の整備を推進します。

第2章 障がいへの理解と権利擁護の推進

障がいに応じた適切な配慮や支援ができるよう、障がいへの理解を深める心のバリアフリーを推進します。また、障がい者が自らの権利を守り、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないよう、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

第3章 安心して暮らせる地域づくりと社会参加の促進

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進するとともに、ボランティア活動や地域における住民支え合い活動などの地域福祉活動を推進します。また、障がい者自らが生きがいをもって社会参加できる施策を推進します。

第4章 総合的な支援体制の充実

障がい者が地域で暮らし続けるため、一人ひとりのニーズに沿ったサービス提供できるよう相談支援体制の充実を図ります。また、障がいの種別や特性、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携した総合的な支援施策を推進します。

分野別施策

第1節 地域生活・移行を支援する在宅福祉サービスの充実

第2節 サービスの質の確保

第3節 生活基盤の安定

第4節 就労支援の充実

第1節 障がいへの理解に対する啓発の推進

第2節 権利擁護施策の充実

第1節 人にやさしいまちづくりの推進

第2節 コミュニケーションの充実

第3節 防犯・防災対策の充実

第4節 地域福祉活動の推進

第5節 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の振興

第1節 相談支援体制の充実

第2節 障がい児の療育体制の充実

第3節 保健・医療サービスの充実

第4節 福祉教育の推進

第3編 具体的施策の方向

第1章 地域での自立生活への支援

第1節 地域生活・移行を支援する在宅福祉サービスの充実

これまでの主な取組

- 長期入院者や施設入所者などの居住の場を確保するため、平成28年に市指定管理施設として「グループホームしおなだ」を設置しました。
- 障がい者の地域移行を図るため、自立生活体験事業や地域定着支援事業を行っています。
- 日常生活用具について、利用者のニーズを把握し日常生活用具の給付品目として人工内耳体外部装置の買い替え及び修理、音声式血圧計を追加しました。
- 佐久圏域障害者自立支援協議会において、介護者の急病や障がい者の状態の急な変化などの理由による緊急時の受け入れ体制として「佐久圏域くらし支え合いネット※」の整備を行いました。
- 在宅で医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）※を介護している家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、浅間総合病院において平成29年度から医療型短期入所サービスを行っています。
- 寝たきりその他身体の不自由などにより理美容店に出向くことが困難な在宅で生活している障がい者が、自宅でも理美容を受けられるよう、平成28年度から訪問理美容サービスを行っています。
- 外出することが少ない医療的ケアが必要な障がい児とその家族を対象に、障がい児を安心して預けられる場と、身体を動かしたり音楽や動物に触れたりするなどの機会を提供するため、平成28年度から「キッズケアチャレンジさく」を行っています。

現状と課題

- 一人ひとりの障がいの特性に応じた適切なサービスが提供されるよう、在宅福祉サービス事業所及び相談支援体制の充実を図っていく必要があります。
- 障がい者の生活の場となるグループホームや、日中活動の場となる福祉的就労※事業所などは増加してきていますが、障がい者の地域移行を進めるためより一層生活基盤の充実を図る必要があります。

- 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）に対する医療的ケアの介入程度には個人差があり、状態が重い人ほど利用できる福祉サービスが少なく家族の負担が大きい状況にあります。このような中、医療機関や福祉サービス事業所などと連携し、重症心身障がい児（者）を預けることができる場所の確保を図る必要があります。

具体的施策の方向

1 在宅福祉サービス体制の充実

- （１）障がい者の地域での生活を支えるため、居宅介護を始めとした在宅福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
- （２）医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）、またその家族などの地域生活を支援するため、医療、福祉などの関係機関と連携を強化し、ニーズに応じたサービス提供体制の整備を推進します。

2 地域生活支援事業などの利用促進

- （１）多様なニーズや社会状況の変化に対応するため、より利用しやすい事業内容を検討し、引き続き障がい者の地域生活支援の充実に努めます。
- （２）利用者やその家族のニーズに応じたサービスが提供できるよう、関係機関などと連携し相談支援体制の充実と、障害福祉サービス事業所などの拡大に努めます。

3 地域生活移行支援の充実

- （１）障がい者の地域生活の場を確保するため社会福祉法人などと連携し、グループホームの整備を促進し地域移行を推進します。
- （２）障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域定着支援事業及び自立生活援助事業の活用を促進し、障がい者の地域生活の支援に努めます。

4 日中活動の場の拡大

- （１）地域活動支援センターのより利用しやすい事業の実施に努め、利用者の増加を図ります。
- （２）障がい者のニーズや特性に応じた支援ができるよう、生活介護事業所や就労継続支援事業所などの開設を働きかけ日中活動の場の拡大に努めます。

5 補装具、日常生活用具給付の充実

補装具や、日常生活用具の給付対象として新たに追加した品目について周知を図るとともに、利用者のニーズに応じた給付を行います。

第2節 サービスの質の確保

これまでの主な取組

- 相談支援専門員による、利用者のニーズに応じたサービス等利用計画に基づき、適切な障害福祉サービスを提供しています。
- 佐久広域連合障害者相談支援センター※などと連携し、障害福祉サービス提供事業所など関係機関に制度に関する情報提供を随時行うとともに、福祉サービスの質の向上を図るため、県と合同でサービス提供事業所に対し実地指導を行っています。
- 障害福祉サービス事業所が、一人ひとり異なる障がいの特性や多様化するニーズに応じた支援が実施できるよう、県などが主催する研修への受講を働きかけ、福祉サービスを支える人材の確保と質の向上を図っています。

現状と課題

- 障害者総合支援法に基づきサービス等利用計画を作成し、計画に基づいた障害福祉サービスを提供していますが、障がい児の利用においてはセルフプラン※で対応しているケースもあり、相談支援専門員の増員を働きかける必要があります。
- これまでの障がい者福祉に係る法改正により、制度は複雑になり多様化していることから、サービス提供事業者などに正確な情報を速やかに提供することでサービスの質の確保を図る必要があります。

具体的施策の方向

1 安定かつ適切なサービスの提供

- (1) サービス等利用計画を作成するための相談支援専門員の増員及び資質の向上を図り、利用者一人ひとりのニーズに応じた障害福祉サービスの提供に努めます。
- (2) 障害福祉サービスの内容や利用の仕組みについて、佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、障がい者やサービス提供事業所など関係機関への正確な情報提供を行います。
- (3) 制度改正などに対応するためサービス提供事業所との連絡会を開催し、情報提供や情報共有を行うことで、サービスの質の確保やネットワークの強化を図ります。

2 自己評価、第三者評価※の推進

- (1) サービス等利用計画の方針を踏まえた適切なサービスが提供できるよう、引き続き県と合同でサービス提供事業所への指導を行います。
- (2) 福祉サービスの質の向上を図ることを目的として、サービス提供事業所における自己評価の取組や第三者評価機関の活用を促進します。

第3節 生活基盤の安定

これまでの主な取組

- 自立支援医療費の助成や特別障害者手当※などの各種制度の利用について、医療機関と連携を図るとともに、福祉のしおり※、市ホームページ、市広報紙などにより周知を行っています。
- 市営住宅の入居について、収入基準の緩和や単身入居の措置を実施し、パンフレット「市営住宅入居希望のみなさまへ」などにより周知を行っています。

現状と課題

- 障がい者の経済的な自立を支援するため、特別障害者手当などの生活基盤安定のための制度について周知を図る必要があります。
- 自立支援医療費、福祉医療制度などの経済的な負担の軽減に係る制度について、速やかに受給できるよう、きめ細やかな周知を図る必要があります。

具体的施策の方向

1 各種手当制度の利用促進及び減免制度の周知

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当などの各種手当制度及び自動車税などの減免制度について、福祉のしおり、市ホームページ、市広報紙を活用し、きめ細やかな周知を図ります。

2 重度障がい者などへの医療費の助成

障がい者が必要な医療が受けられるよう、福祉医療、自立支援医療制度など医療費の自己負担軽減に係る制度について、引き続き医療機関と連携し、きめ細やかな周知を図ります。

3 公営住宅への入居支援

障がい者の公営住宅の入居資格について、市営住宅パンフレットを活用し、引き続き周知を図ります。

第4節 就労支援の充実

これまでの主な取組

- 佐久広域連合障害者相談支援センター、佐久圏域障害者就業・生活支援センター※ほーぷ、ハローワークなどと連携し障がい者の一般企業への就労支援を行っています。
- 佐久圏域障害者自立支援協議会の就労支援部会において、企業向けの障がい者雇用に関するセミナーを開催しています。
- 佐久市障害者自立生活支援センター、中込共同作業センターでパソコン教室を開催し、障がい者の就労支援の一環として支援を行っています。
- 障がい者の日中活動の場を確保するため、福祉的就労の場の拡大について事業所に働きかけを行っています。
- 障害者優先調達推進法※に基づき「障害者就労施設等※からの物品等の調達の推進を図るための方針※」を定め、障害者就労施設に対して物品や役務の発注を行っています。また、市役所において障がい者就労施設の製品の販売会を行い、製品の周知と販路拡大を図っています。

現状と課題

- 障害者の雇用の促進等に関する法律※に基づく障がい者の法定雇用率※の引き上げや、精神障がい者の雇用の義務化などの法改正により、一層の障がい者雇用促進に努める必要があります。
- 障がい者の就労を支援するため、引き続き職業リハビリテーション※に関する周知を行っていく必要があります。
- 福祉的就労の場は、一般就労※が困難な障がい者の働く機会を提供する場であるとともに、就労に向けての作業訓練や、仲間づくりなど社会参加の場として、様々な役割を果たしています。今後、長期入院者や施設入所者などの地域移行者や養護学校卒業生の利用希望者の増加が見込まれることから、福祉的就労の場を確保する必要があります。
- 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき発注の拡大を図っていますが、引き続き市役所庁内への周知を徹底する必要があります。
- 障がい者が自立した生活を送るため、福祉的就労事業所における販路の拡大や複数の事業所による共同受注などにより、工賃の向上を図る必要があります。
- 障がい者の新たな就労の場として、高齢化などにより担い手が不足している農業の分野で就労の場の創出する「農福連携」の取組を推進して行く必要があります。

具体的施策の方向

1 就労促進に向けた相談支援体制の充実

- (1) 佐久圏域障害者就業・生活支援センターほーぷや就労支援事業所などの関係機関や、佐久市無料職業紹介所「さくさくワーク」などの市関係部署と連携し、障がい者の適性や能力に応じた支援が受けられるよう相談窓口の周知と相談支援体制の強化を図ります。
- (2) 就労移行支援などのサービスにより一般企業への就労を支援するとともに、就職後の様々な課題に対応できるよう就労定着支援事業などの周知を行い、支援体制の強化に努めます。

2 一般就労の促進

- (1) 佐久圏域障害者自立支援協議会の就労支援部会におけるセミナーなどにより、事業所に対して障がいへの理解を深めるための啓発を行うとともに、障害者試行雇用事業※（トライアル雇用）やジョブコーチ※などの制度の利用促進を図ります。
- (2) 国などによる職業リハビリテーションに関して指定相談支援事業所※など関係機関と連携し周知を図り、障がい者自身が職業を通じた社会参加や自己実現ができるよう支援します。

3 福祉的就労の促進

- (1) 増加する福祉的就労の利用希望に対応するため、福祉的就労の場の確保を促進します。
- (2) 障がい者の働く意欲や工賃の向上につながるよう、障害者就労施設などから優先的な物品などの調達に努めるとともに、出店先の確保や市ホームページで製品の紹介を行うなど販路拡大を支援します。また、大量の作業などで単独の事業所での受注が難しい場合において、障害者就労施設等が共同して受注できるよう協力体制の強化を図ります。
- (3) 障がい者の就労機会の拡大や新たな就労の場を創出するため、農福連携の取組について事業所へ働きかけます。

【第 1 章 地域での自立生活への支援 数値目標】

目標項目	現状 (平成 29 年度) (2017 年度)	中間年度 (2021 年度)	目標 (2023 年度)
(注) 1 福祉的就労の場の拡大 (定員数)	372 人	410 人	430 人
(注) 2 就労継続支援 B 型事業所の 月額平均工賃 (一人当たり)	15,142 円	17,000 円	18,000 円

(注) 1 福祉的就労の場の拡大の対象施設は、地域活動支援センター、生活介護事業所、就労継続支援 A 型・B 型事業所、就労移行支援事業所です。

(注) 2 就労継続支援 B 型事業所の月額平均工賃については、県が公表している市内事業所の工賃実績に基づき算出しています。

写真①

第2章 障がいへの理解と権利擁護の推進

第1節 障がいへの理解に対する啓発の推進

これまでの主な取組

- 障がい者福祉展、社会福祉大会、佐久ふれあい広場などの場において、障がいへの理解を深めるための啓発活動を行っています。
- 制度改正時などの新たな障がい者施策について、市広報紙、福祉のしおりなどにより周知を行っています。
- 人権・男女共生フェスティバルにおいて、手話歌・手話ダンスを行うなど、障がい者に対する理解を深めるイベントを開催しています。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、平成28年度に「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」を策定し、合理的配慮[※]に関する職員の意識啓発を行っています。
- 佐久市手話言語条例を制定し、社会福祉大会における手話に関する講演や、地域住民の相談相手として活動を行う民生児童委員に対する手話についての研修の実施、市広報紙で手話の紹介を行うなど、手話や聴覚障がいに関する理解の促進に努めています。

現状と課題

- 障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、誰もが相互に人格と個性を尊重し理解を深め合う心のバリアフリー[※]を推進する必要があります。
- 障害者差別解消法や佐久市手話言語条例の施行に伴い、障がい者への合理的配慮が求められています。障がいの特性に応じた適切な配慮ができるよう、障がいへの理解を深めるための啓発を継続して行う必要があります。

具体的施策の方向

1 障がいのある人となない人の交流機会の拡大

障がい者福祉展、社会福祉大会、佐久ふれあい広場など障がいのある人となない人とが交流できる場を拡大し、障がいに対する理解の促進を図ることで心のバリアフリーを推進します。

2 障がいへの理解に対する普及・啓発・広報の推進

- (1) 佐久市手話言語条例に基づき、市広報紙などによる手話の普及や制度の周知を行うとともに、医療機関や学校と連携し、障がいに関する理解の促進を図ります。
- (2) 障がい者への配慮や支援が適切に行われるよう、ヘルプマーク[※]や補助犬マーク[※]などの普及啓発を図ります。
- (3) 人権・男女共生フェスティバルにおいて、障がい者を始めあらゆる人権を尊重する啓発活動を行います。

写真②

第2節 権利擁護施策の充実

これまでの主な取組

- 障がい者に対する虐待の防止を図るため、市福祉課に障がい者虐待相談窓口を設置し、市広報紙や民生児童委員協議会などにおいて周知しています。
- 佐久市障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会を定期的開催し、関係機関と連携することで機能強化を図っています。
- さく成年後見支援センター※において、成年後見制度の普及啓発、相談支援、法人後見※などを実施しています。

現状と課題

- 障がい者が虐待されていることに気付かず相談に結びつかない可能性があるため、相談窓口の周知を行うなど、さらなる相談支援体制の充実を図る必要があります。
- さく成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の利用促進を図るとともに、法人後見が増加した際の市民後見人※の養成を進める必要があります。

具体的施策の方向

1 権利擁護の推進と障がい者差別の解消

- (1) 佐久広域連合障害者相談支援センターなどと連携し、障がい者に対する虐待や差別解消に関する普及・啓発を図るための研修会を開催することで、障がい者に対する虐待や差別の未然防止に努めます。
- (2) 判断能力が十分でない障がい者などの日常生活を援助するため、佐久市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業※の利用を促進します。
- (3) 福祉サービスに関する苦情等受付機関である長野県福祉サービス運営適正化委員会※の周知を図り、福祉サービスが適正に行われるように支援します。
- (4) 佐久広域連合障害者相談支援センターなどと連携し、引き続き市役所及び各支所における人権擁護の通報相談窓口の周知を図り、障がい者に対する虐待や差別の早期発見や防止のための体制を強化します。

2 権利行使の推進

- (1) さく成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の周知及び利用の促進を図ります。また、引き続き法人後見の体制整備を行うとともに、市民後見人の養成に努めます。

- (2) さく成年後見支援センターの他、必要に応じてリーガルサポートながの※など民間団体との連携や法テラス※などの紹介を行い、法律的に困難なケースなどについて総合的な支援に努めます。
- (3) 選挙管理委員会と連携し、障がい者に配慮した投票所の環境整備や、代理投票及び点字投票などの投票方法を継続して行います。

【第2章 障がいへの理解と権利擁護の推進 数値目標】

目標項目	現状 (平成29年度) (2017年度)	中間年度 (2021年度)	目標 (2023年度)
日常生活自立支援事業契約者数	21人	33人	40人
さく成年後見支援センターにおける 障がい者の法人後見数(累計)	2人	4人	6人
さく成年後見支援センターにおける 成年後見に関する年間延べ相談件数	21件	25件	30件

写真③

第3章 安心して暮らせる地域づくりと社会参加の促進

第1節 人にやさしいまちづくりの推進

これまでの主な取組

- 公共施設の新築については「長野県福祉のまちづくり条例※」に基づき建築物などのバリアフリー化を図っています。また、公共施設の改修についても多目的トイレのユニバーサルシートやスロープを設置するなど、建築物のバリアフリー化に努めています。
- 信州パーキング・パーミット制度※に対応した駐車区画の整備などを行いました。
- 外出する機会の少ない障がい者などが安心して外出できるよう、佐久市社会福祉協議会におけるバリアフリーマップ※の作成を支援するとともに、市ホームページに掲載するなど周知を行っています。
- 誰もが安全快適に通行できる歩行空間を確保するため、放置自転車などの撤去、除雪や音声誘導設備設置の働きかけ、段差解消や視覚障がい者用誘導ブロックの設置などを行っています。
- 誰もが利用しやすいよう市内循環バスに低床型車両を導入しました。
- 障がい者の移動手段の確保を図るため、障がい者の通院を支援する外出支援サービス、社会参加を促進するための移動支援事業、事業者が行う福祉有償運送サービス※により、利用内容に応じて移動手段への支援を行っています。

現状と課題

- 障がい者の自立と社会参加を促進するため、建築物、交通などにおける社会的障壁の除去を図り、全ての人にやさしいまちづくりを行う必要があります。
- 道路、公園、建築物などの公共施設では「長野県福祉のまちづくり条例」などを考慮した施設整備を行っています。引き続き公共施設のバリアフリー化について、計画的に順次実施していく必要があります。
- 障がい者が自ら生きがいをもって社会参加できるよう、現在実施している移動支援事業、福祉有償運送サービスなどの充実や、自動車運転免許取得、自動車改造費用の助成制度の利用促進を引き続き図っていく必要があります。

具体的施策の方向

1 ユニバーサルデザイン※の考え方に基づくまちづくりの推進

- (1) 「ユニバーサルデザイン政策大綱※」を踏まえて、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進します。
- (2) 佐久市社会福祉協議会で作成しているバリアフリーマップ更新時に、市内公共施設のバリアフリー化に関する情報を提供し、より良いバリアフリーマップとなるよう支援するとともに、市ホームページに掲載するなど周知を図ります。

2 公共施設などの整備

- (1) 公共施設の新設や改修時において、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設のバリアフリー化などに配慮し、誰もが使いやすい施設となるよう施設整備を推進します。

3 住宅の整備

- (1) 公営住宅の改修工事においては、引き続き居室の段差解消や手すりの設置などを行いバリアフリー化を推進します。
- (2) 日常生活をできる限り自力で行い、住み慣れた家や地域で暮らすことができるよう、障がい者の居住環境を改善するため、日常生活用具給付事業や住宅改良促進事業を推進します。

4 交通バリアフリー化の推進

- (1) 「長野県福祉のまちづくり条例」の規定に基づき、歩道の整備や段差切り下げ、視覚障がい者用誘導ブロックの敷設など、誰もが安全で快適に利用しやすい道路環境の整備を推進します。
- (2) 市民の交通の安全を確保するため、音響により信号表示の状況を知らせる視覚障がい者用付加装置信号機※などについて、ニーズに応じて引き続き関係機関と協議します。
- (3) 駐車場整備時においては、施設設置者に対して障がい者用駐車場の設置の指導を行います。また、信州パーキング・パーミット制度について関係部署などと連携し、区画の整備や普及・啓発を推進します。
- (4) 地域における福祉活動の場を利用し障がい者に対応した交通安全教育を推進するとともに、佐久市交通安全対策協議会や地域などにおいて、交通安全に関する情報の周知を徹底し交通安全意識の高揚及び啓発に努めます。

5 移動手段の確保

- (1) 佐久市バス・デマンドタクシーについて、障がい者手帳所持者及びその介護同伴者の運賃半額制度を継続します。また、市内循環バスの低床型車両について引き続き周知し、障がい者に配慮した利用方法などを検討するなど利用促進を図ります。
- (2) 障がい者が社会参加へ踏み出すきっかけとなる地域生活支援事業の移動支援事業の周知を図り、障がい者の社会参加を促進します。
- (3) バスやタクシーなどを利用できない障がい者などが利用する、福祉有償運送事業に対するニーズが増加しているため、事業者理解と協力を求め福祉有償運送事業の充実に努めます。
- (4) 市広報紙などにより身体障がい者の自動車運転免許取得・改造費の助成制度の周知を図ります。また、県と連携して、身体障がい者補助犬給付事業の周知を図るとともに、身体障がい者補助犬[※]に対する市民及び事業者などの理解を深めるようパンフレットなどにより普及・啓発を図ります。

写真④

第2節 コミュニケーションの充実

これまでの主な取組

- 福祉課窓口到手話通訳士を配置し、聴覚障がい者のコミュニケーション支援や通訳者の派遣を行っています。また、佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座を開催しています。
- 佐久市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、視覚障がい者などで読書が困難な人に向けた、音訳図書の制作活動を行っています。
- 市ホームページのリニューアルを行い、音声読み上げ・文字拡大など、ウェブアクセシビリティ AA※に準拠した構成で、平成27年2月より運用を開始しています。
- 日常生活用具給付事業で音声・言語・視覚的な障がいの特性に配慮されたパソコンの給付などを行っています。

現状と課題

- 障がい者のコミュニケーションを支援するため、聴覚障がい者に対する手話通訳者・要約筆記者の派遣や、視覚障がい者に対する声の広報作成事業などを行っています。障がい者の社会参加が進む中でコミュニケーションを支援する人材が不足しており、人材を養成する必要があります。
- 市ホームページについてウェブアクセシビリティ AA※に準拠していますが、画像が音声読み上げに対応していないなどの課題があり、引き続き情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

具体的施策の方向

1 コミュニケーションを支援する人材の確保と養成

- (1) 佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、手話通訳奉仕員・要約筆記奉仕員について講座を開催し人材の養成を図ります。また、佐久市社会福祉協議会のボランティアセンターなどと連携し、朗読ボランティアの養成や音訳図書の制作活動を推進します。
- (2) 市広報紙などで手話の普及・啓発を行います。また、手話通訳や要約筆記サークル活動などに対し、会場の提供や機材の貸出などの支援を行います。

2 障がいの特性に応じた情報提供の支援

- (1) 意思疎通支援事業について関係部署と連携し、市の実施するイベントなどでの手話通訳者・要約筆記者の配置を促進します。
- (2) 市のホームページについて、誰もが利用できるようウェブアクセシビリティに配慮し、引き続き情報のバリアフリー化を推進します。
- (3) 佐久市社会福祉協議会と連携し、朗読ボランティアの養成に努めるとともに、「声の広報」の作成を始め、視覚障がい者などに対して情報を伝える事業の充実を図ります。

3 情報機器の利用促進

- (1) 図書館への点字図書の拡充や、活字文書を読み取る SP コード*付きの印刷物の普及及び活字文書読み上げ装置などの機器購入への助成事業を推進します。
- (2) 日常生活用具給付事業を始めとする補助事業の周知を図り、障がいの特性に応じた情報機器の給付を行います。

写真⑤

第3節 防犯・防災対策の充実

これまでの主な取組

- 市広報紙、防災行政無線、さくネットを始め、民生児童委員協議会におけるチラシの配布や市内全行政区へのぼり旗を配布するなど、障がい者を始めとする市民に対し特殊詐欺防止の注意喚起を行っています。
- 自主防災組織※を中心に区長会、民生児童委員協議会、佐久市社会福祉協議会の支援協力を得て災害時住民支え合いマップ※を作成し、民生児童委員による日常の見守りに活用しています。
- 避難行動要支援者※名簿を作成・更新し災害時の支援に備えています。
- 災害時の避難先の確保と避難所における福祉用具の充実を図るため、民間と福祉避難所※や福祉用具に関する協定を締結しました。
- 佐久市総合防災訓練や各地区の防災講演会・出前講座などを通じて防災意識の高揚を図っています。

現状と課題

- 特殊詐欺を含め巧妙化する各種犯罪などから障がい者を守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、広報啓発活動の充実や各種関係機関と連携した防犯活動などを推進していく必要があります。
- 災害が発生する前から避難行動要支援者への支援・協力体制の確立に向け、災害が発生した際に速やかに避難できるよう、地域などと連携を図る必要があります。
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新していますが、難病患者などについても名簿に加える必要があります。
- 災害時の備えとして、災害時住民支え合いマップなどを活用し速やかに避難ができるよう、地域住民の共助連携による避難誘導訓練などを実施する必要があります。

具体的施策の方向

1 防犯対策の充実

- (1) 市広報紙、防災行政無線、さくネットなどを活用した広報活動のほか、警察や地域の民生児童委員協議会、防犯指導委員会との連携による防犯活動を推進します。

2 防災対策の充実

- (1) 災害時の被害を最小限に留める減災活動として、引き続き出前講座などを通じて、地域の支え合いによる災害に強い体制づくりを推進します。
- (2) 区長会、民生児童委員協議会、佐久市社会福祉協議会などと連携し、市内全域で災害時住民支え合いマップの作成及び更新を推進します。また、各地区において個人情報に十分配慮しながら災害時住民支え合いマップを活用し、民生児童委員などの協力による地域での要配慮者※の見守りや、安否確認などの活動を支援することで平常時からの支え合いの支援に努めます。
- (3) 災害時に支援を必要とする避難行動要支援者名簿について、引き続き更新を行うとともに、難病患者などを名簿に加え災害時の地域支援に役立てます。
- (4) 障がい者などの要配慮者を対象とした福祉避難所の運営体制の充実を図るため、福祉避難所設置・運営訓練などの実施に努めます。また、総合防災訓練や自主防災組織における防災訓練への障がい者の参加促進に努めます。

写真⑥

第4節 地域福祉活動の推進

これまでの主な取組

- 佐久市福祉総合センターの運営費の助成を行い、ボランティアの育成や活動を支援することで、センターの機能充実を図っています。
- 佐久市市民活動サポートセンター※において市民活動の活性化を図るため、福祉団体を含めた市民活動団体の支援を行っています。
- 身近なところで気軽に障がい者からの相談に応じることができるよう、地域における民生児童委員などを対象とした、障がいに関する研修会を行いました。

現状と課題

- 障がい者や高齢者などの支援を必要としている人が、住み慣れた地域で安心して暮らすために、ボランティア活動や市民活動の拡大により地域全体で支えていく必要があります。
- 平成29年度の市民アンケート調査によると、地域活動について65%の人が「現在もしくは過去に経験がある」とし、平成24年度の前回調査より5ポイント減少しています。地域活動をしらない理由として20代では「興味がないから」が半数以上を占めており、特に若い世代に向けた情報発信や若い世代も興味を持てる活動内容の把握などによる全世代に開かれた組織運営が求められています。
- 障がい者が地域において安心して生活するために、民生児童委員などの身近で相談できる人材が求められています。

具体的施策の方向

1 ボランティア活動の推進

- (1) 引き続き佐久市福祉総合センターの運営費の助成を行い、ボランティアセンター機能の充実を図るとともに、市民に対してボランティア登録などの周知を促進しボランティア活動の活性化を図ります。
- (2) 佐久市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を通じて得た市民からの情報やニーズに応じた講座・研修会などを開催し、ボランティア活動への積極的な参加を呼びかけるとともにボランティアの養成に努めます。

2 地域を支える福祉活動の充実

- (1) 障がい者がより身近なところで気軽に相談ができるよう、地域における民生児童委員などの研修会を充実するなど、身近な相談者の育成を図ります。
- (2) 佐久市市民活動サポートセンターにおいて市民活動団体と市民をつなぐため、情報発信や交流会などの実施に努めます。

第5節 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の振興

これまでの主な取組

- 佐久地区障がい者スポーツ大会の運営協力を始め、長野県障がい者スポーツ大会の周知や参加への支援を行っています。
- 障がい者スポーツの理解促進を図るためパラスポーツ体験会を開催しました。
- 障がい者も利用しやすいよう体育施設などのバリアフリー化を進めるとともに、利用料の免除措置を行っています。
- 障がい者への文化施設などの入場料減免を行うとともに、市ホームページに対象施設を掲載し周知を行っています。
- 障がい者の社会参加の機会や文化芸術活動の場として佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ヨガや陶芸などの講座や教室を開催しています。

現状と課題

- 多くの障がい者がスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動を楽しむことができるよう、引き続き体育施設などのバリアフリー化を進める必要があります。
- 障がい者スポーツの振興や、スポーツ指導員・ボランティアの養成を推進する必要があります。
- 障がいのある人となない人との交流を促進するため、障がい者を始めとした市民が参加しやすい環境づくりを促進する必要があります。
- より多くの障がい者の文化芸術活動への参加を促進するため、講座や教室の内容を工夫し周知を図る必要があります。

具体的施策の方向

- 1 スポーツ・レクリエーション活動の支援による社会参加の促進
 - (1) サンスポート佐久※や障がい者団体などと連携し、障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツ教室により多くの障がい者が参加できるよう支援し、スポーツを通じて障がい者の社会参加を促進します。
 - (2) 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、地域で行う障がい者スポーツ体験会などにより障がい者スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。
 - (3) 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、体育施設使用料の免除を継続するとともに、施設の改築時などにあわせてバリアフリー化を推進します。

2 指導員の養成とボランティアの参加促進

- (1) 障がいの状態に応じて楽しめるスポーツの普及を図れるよう、サンスポート佐久などと連携し障がい者スポーツ指導員の養成・確保に努めます。
- (2) サンスポート佐久、ボランティアセンターなどと連携し、イベント、講習会などでボランティアへの理解を深めボランティアの養成を図ります。また、佐久市体育協会や体育指導員への理解と協力を求め、新たなボランティアの参加促進を図ります。

3 文化芸術活動の振興

- (1) 誰もが気軽に「集い・学び・結ぶ」ことができる公民館活動を推進するため、地域公民館や地区公民館と連携し、障がいのある人もない人も参加しやすい事業開催に努めます。
- (2) 文化芸術活動の場の情報提供を市民に対して広く行うとともに、障がい者が参加しやすい環境づくりを推進します。また、障がい者や福祉施設による販売・展示などを通して、市民との交流を図ることで障がい者の社会参加を支援します。
- (3) 関係機関と連携して障がい者のニーズを把握することで、より多くの障がい者が参加しやすい講座や教室を企画するとともに、市広報紙などにより周知を行います。

【第3章 安心して暮らせる地域づくりと社会参加の促進 数値目標】

目標項目	現状 (平成 29 年度)	中間年度 (2021 年度)	目標 (2023 年度)
移動支援利用実人数	145 人	165 人	175 人
佐久市登録手話通訳者数	17 人	19 人	20 人
手話通訳派遣回数	100 回	140 回	160 回
佐久市登録要約筆記者数	14 人	16 人	17 人
要約筆記派遣回数	48 回	65 回	75 回

第4章 総合的な支援体制の充実

第1節 相談支援体制の充実

これまでの主な取組

- 指定特定相談支援事業所として16事業所を指定し、相談支援事業を行っています。
- 佐久広域連合障害者相談支援センター、障害者自立生活支援センターと連携し、ピアカウンセリング※を行っています。
- 市町村、佐久広域連合障害者相談支援センター、サービス提供事業所、指定相談支援事業所などと連携し、地域における障がい者の相談支援体制の整備を図っています。
- 精神障がいに係るピアサポーターの養成を行い、精神障がい者の活躍の場の検討や研修を開催しています。

現状と課題

- 多様化するニーズに対応するため、相談支援専門員の拡充が求められています。
- 障がい者が地域で安心して暮らすためには、本人や家族の意思を尊重し、必要なサービス等の支援につなげる役割を果たす相談支援体制を強化する必要があります。
- 障がい者が自らの経験に基づき、同じ障がい者からの相談に応じ、自立に向けた支援を行うピアカウンセラーを養成し、活躍の場を拡大する必要があります。

具体的施策の方向

1 相談支援体制の強化

- (1) 障害福祉サービス利用者の増加や多様化するニーズに対応するため、指定相談支援事業所の拡充に努めます。
- (2) 相談内容の多様化・複雑化が進んでいるため、佐久圏域障害者自立支援協議会を中核として、市町村、佐久広域連合障害者相談支援センター、指定相談支援事業所を始めとする関係各機関の連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

2 相談を行う人材の育成と確保

- (1) 相談支援専門員の資質の向上を図るため、佐久広域連合障害者相談支援センターなどと連携し、相談支援専門員の研修の機会などを確保し人材育成を図ります。
- (2) 佐久広域連合障害者相談支援センターなどの関係機関と連携し、障がいの特性に応じた支援を行う精神障がいを始めとしたピアサポーターなどの人材育成を図るとともに、活躍の場の拡大に努めます。

佐久市相談支援体制

佐久市障害者自立生活支援センター
(委託事業)

生活支援事業

・相談支援事業

社会参加促進事業

・「パソコン・料理」教室等開催
・「点訳」講座開催

中込共同作業センター
(運営: 指定管理者)

相談支援専門員

指定相談支援事業所

指定一般相談支援事業所
地域相談支援

・地域移行支援(地域生活へ移行するための住居確保、相談支援等)
・地域定着支援(24時間の相談支援体制)

基本相談支援

・障がい者、障がい児等からの相談

指定特定相談支援事業所
計画相談支援

・サービス利用支援
・継続サービス利用支援

基本相談支援

・障がい者・障がい児等からの相談

障害者就業・生活支援センター
(運営: 国・県から委託を受けた事業)

生活支援等事業

障がい者の就労に向けた生活支援
・就業にともなう日常生活、社会生活上の支援

雇用安定等事業

障がい者の自立に向けた就労支援
・事業主に対して障がい者の雇用管理に係る助言
・職業準備訓練、職場実習のあっせん

佐久広域連合障害者相談支援センター
(運営: 佐久広域連合)

市町村が実施する事業

3障がい・障がい児の一般的相談
支援及びその機能強化

・障がい者や保護者からの相談に応じ、
情報提供や助言を行う
・福祉サービスの利用援助
・ケアマネジメントの手法による計画的、
継続的支援

身体障がい者コーディネーター

知的障がい者コーディネーター

精神障がい者コーディネーター

障がい児コーディネーター

ピアカウンセラー

機能強化コーディネーター

県が実施する事業

障がい児療育支援

・訪問、外来(保護者などへの支援)
・施設支援(保育所の職員などの指導)
・拠点施設(療育関係施設支援)

発達障がいサポート・マネージャー
発達障がい児・者への総合的な
助言支援

・困難ケースの対応
・関係機関や支援者との連携、協力

本
人

(注) 上記の主な相談窓口の場所や連絡先などについては、72 ページに掲載しています。

第2節 障がい児の療育体制の充実

これまでの主な取組

- 乳幼児健康診査において、事前に対象者へ受診を促すとともに未受診者にも案内を行い、高い受診率を維持しています。また、健診時に保育士による親子のふれあい遊びなどを導入し、親子の愛着を育んでいます。
- 発達が気になる児童に対して、心理専門職※などが保護者や保育士からの相談に応じる「はぐくみ相談」を行っています。
- 障がい児に適切な保育指導を行うため、療育コーディネーターによる保育園等巡回相談の実施や、加配保育士を対象に研修会を実施しています。

現状と課題

- 健診所見でその後の支援が必要となった場合、子どもの発達に対する保護者の受け止めを確認し保護者に寄り添いながら、子どもとその保護者を支援する体制をさらに強化する必要があります。
- 障がいの多様化に伴い、療育支援を必要とする障がい児の相談件数が年々増加しています。障がい児やその保護者の相談に対応するため、療育の専門職を確保する必要があります。
- 近年、障がい児保育の対象児童が増加傾向にあることから、障がい児の状態に応じて保育士の加配を行うため、保育士を確保するなど受け入れ体制を整備する必要があります。

(療育支援関連事業)

	事業名	事業内容
早期発見・相談支援	乳幼児健康診査	「4か月児健診・7か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診」により、乳幼児の発育・発達の確認と保護者の育児支援を行っています。
	のびのび広場	乳幼児健康診査などで再度発達状況の確認が必要と判断された場合には、再確認と助言を行っています。
	元気っ子クラブ	心理的、社会的発達面から継続的な発達支援が必要な児童、育児や母子関係などに支援が必要な母親に対し、臨床心理士や言語聴覚士※など、複数の専門職が年間を通して支援を行っています。
	いきいき相談	乳幼児健康診査などで発達に関する支援が必要になった乳幼児に対し、臨床心理士や言語聴覚士など専門職による相談を個別に行っています。
	はぐくみ相談	「保護者が育児や発達について相談を希望する児」、「乳幼児健康診査などで支援が必要とされた児」などを対象として、保育園や幼稚園への訪問相談を行っています。

早期療育	児童発達支援	心身の発達が心配される乳幼児に対し、日常生活における基本的な動作の習得を目指して、早期に適切な、療育・機能訓練及び育て方のアドバイスなどを行っています。 実施施設：佐久市療育支援センター 定員 20 人／日 実施の日：毎週月曜日から金曜日（祭日・年末年始除く）
------	--------	--

具体的施策の方向

1 療育支援体制の整備

- (1) 地域の中核的支援機関として、障がい児を支援する機関への援助及び助言を行う児童発達支援センターの体制整備に努めます。
- (2) 障がい児の健やかな育成のため、市町村関係部署、保健所、病院、福祉サービス事業所、保育所、学校などと連携を図り 0～18 歳までの切れ目のない一貫した相談支援を行います。
- (3) 保育所などに通う障がい児に対して、集団生活の適応のための専門的支援を行う保育所等訪問支援の体制整備に努めます。

2 障がいの早期発見・早期療育体制の充実

- (1) 乳幼児健康診査の高い受診率の維持に努めるとともに、健康診査のフォローとして母子保健事業の充実を図ります。また、疾病、障がいなどの早期発見を図るとともに、障がいの種別や程度に応じた適切な療育の実施に努めます。
- (2) 障がい児とその保護者を支援するため、医療機関や関係部署との連携を強化し、引き続き早期発見、早期療育体制の充実を図ります。
- (3) 対象児や保護者のニーズを慎重に見極めながら、専門職や関係機関が情報を共有し、一貫した支援を行います。

3 療育支援の充実

- (1) 幼稚園、保育園での療育支援を充実するため、さく発達相談支援センター※と連携を強化するとともに、障がい児を担当する保育士などの研修を充実します。
- (2) より身近な地域で療育が受けられるようにするため、佐久圏域障害者自立支援協議会療育部会、医療機関、市関係部署などと連携を密にし総合的な地域療育機能の強化を図ります。
- (3) ライフステージ※に応じた切れ目のない支援を行うため、サポートブック「虹のかけはし」について保護者及び支援関係者へ周知を図ります。また、保護者がより利用しやすく、支援関係者へも情報が伝わりやすくなるよう、関係部署と連携し内容を見直すことで充実を図ります。

4 就学前保育の充実

- (1) 障がい児保育の対象児の受け入れ体制を整備し保育士の確保に努めます。また、園児の状態に応じて保育士を加配するなど、保育指導の充実を図ります。
- (2) 障がい児に適切な保育指導を行うため、保育士の研修体制の充実と連絡会議などにより関係部署と連携して支援を推進します。

写真⑦

第3節 保健・医療サービスの充実

これまでの主な取組

- ヨガやポールウォーキングなどと組み合わせた森林セラピーツアーを開催し、心身のリフレッシュを図れる場を提供することにより健康増進の取組を実施しています。
- 歯科健診の機会の少ない障がい児(者)に、障がい児訪問歯科指導事業による歯科指導などを行っています。
- 「佐久市自殺対策総合計画」に基づき、いのちを支える自殺対策の取組を実施しています。

現状と課題

- 生活習慣病の予防と早期発見のためにも、特定健診受診率を高め地域と連携し生活習慣病予防活動や健康づくり施策を進めていく必要があります。
壮年期以降は疾病による障がいの発生も多く、市民一人ひとりの生活習慣病予防が大切になることから、健診事業、健康づくり事業の充実が求められています。
- 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数はこの5年間で72人増加しており、長期入院患者が退院後、地域生活を継続していくためにも、精神障がい者のニーズに応じた障害福祉サービスを提供する必要があります。また、精神保健福祉や精神障がい者に対する正しい理解と市民に対する啓発を行うとともに、お互いに見守り支え合う地域の環境づくりを推進していくことが重要です。

(健康づくり事業)

事業名	事業内容
森林セラピー推進事業	平成18年森林セラピー基地に認定された、「平尾の森」「春日の森」を中心として、心身のリフレッシュを図れる場を提供し、市民の健康増進を図っています。
障がい児訪問歯科指導事業	身体に障がいのある人などで歯科受診が困難な人に対して、歯科衛生士などが訪問し、歯科相談、歯科保健指導などを行っています。
ぴんころ運動推進事業	生活習慣病予防のための啓発活動を実施し、「ぴんころ食」の普及を中心に市民の健康づくりを推進しています。
こころの健康推進事業	デイケアやこころのケア事業などの精神保健推進と専用電話による相談、定期相談体制の充実、身近な相談窓口を周知などの自殺対策の推進を図っています。また、関係者による自殺対策連絡協議会を設置し、つながる支援に努めています。

具体的施策の方向

1 健康づくりの推進

- (1) 生活習慣病予防のため健診の必要性を普及・啓発するとともに、受診率の向上を目指し、特定健診、特定保健指導※を推進します。
- (2) 森林セラピーロードを利用しメニューを充実させるほか、ウォーキング活動などの習慣化による健康増進をさらに推進します。
- (3) 保健補導員※や食生活改善推進員※など地域組織の育成を図ります。民生児童委員などへ向けた健康に関する研修会を充実し、心身ともに健康で暮らせるよう、より一層地域での相談支援体制と健康づくり体制の強化を図ります。
- (4) 歯科健診の機会の少ない障がい児(者)に訪問歯科健診を推進するとともに、口腔に関する相談や歯科受診の支援を行います。
- (5) 精神疾患、発達障がい※、こころの健康などについて正しい理解や知識の普及・啓発を図るとともに、自殺予防に関わるゲートキーパーの養成を推進します。また、社会復帰訓練事業（デイケア）やこころのケア事業（音楽療法）など精神保健の推進と相談窓口の充実・周知を行います。

2 医療・リハビリテーションの充実

- (1) 障がい者の社会復帰を支援するため、佐久広域連合障害者相談支援センター、医療機関、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所などと連携し、リハビリテーションの一環として自立訓練を始めとした障害福祉サービスの利用促進を図ります。
- (2) 精神障がい者の社会復帰支援のため、佐久広域連合障害者相談支援センターや医療機関と連携し、地域定着支援、就労定着支援や地域移行支援の充実を図ります。

写真⑧

第4節 福祉教育の推進

これまでの主な取組

- 各学校において佐久市社会福祉協議会と連携し福祉の心を育むため、「総合的な学習の時間」や「道徳教育」で障がい者による講話や車いす、アイマスクを使った体験学習を実施しています。
- 幼稚園、保育園などと連携し、学校卒業まで一貫した切れ目のない支援を行っています。
- 就学支援委員会専門員を増員するなど、就学前の児童や支援が必要な児童生徒の実態把握と就学相談の充実を図っています。

現状と課題

- 福祉の心を育てる教育を推進するため、各学校などにおける福祉活動の充実を図る必要があります。
- 各学校において、児童生徒それぞれの状態に応じた教育を行うためには、学校長の指示のもと、特別支援教育コーディネーター※を中心とし、担任や特別支援教育支援員※が情報共有を図り、学校全体で連携し支援に取り組む必要があります。

具体的施策の方向

1 福祉の心を育てる教育の推進

- (1) 学校教育において、車いす、アイマスクなどを用いた福祉体験や特別支援学校※、福祉施設などとの交流による児童生徒への福祉教育を充実するため、教職員の研修を推進します。
- (2) 人権週間などで、学校や地域と連携し人権に関する啓発活動を推進します。
- (3) 福祉の心を育てるため、佐久市社会福祉協議会が行っている社会福祉普及校指定事業※や福祉体験教室事業を支援し、各学校などにおける福祉活動の普及啓発を推進します。
- (4) 支援が必要な児童生徒及び特別支援教育への理解促進を図るため、幼稚園や保育園などと連携し保護者への周知を行います。

2 特別支援教育体制の充実

- (1) 障がいのある幼児、児童及び生徒に対して、その保護者と就学相談を進める中で個々の状況を把握し、より適切な就学支援ができるよう関係機関における情報の交換や共有に努め一層の連携を図ります。

- (2) 障がいのある児童生徒の実情に応じた特別支援教育支援員の配置に努めます。
また、特別支援教育への理解を深めるための研修会を開催し、支援員の資質の向上を図ります。
- (3) 幼稚園、保育園、小中学校、特別支援学校などと連携を図るとともに、「プレ支援シート」「個別の教育支援計画※」を作成・活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。
- (4) 児童生徒の就学後においても障がいの状態の変化などに応じて、適切な特別支援教育が行われるよう学校と連携し、就学支援委員会専門員などによる就学支援のフォローアップの充実を図ります。

【第4章 総合的な支援体制の充実 数値目標】

目標項目	現状 (平成 29 年度) (2017 年度)	中間年度 (2021 年度)	目標 (2023 年度)
相談支援専門員の人数	31 人	32 人	33 人
ピアサポーター 登録者数	10 人	15 人	20 人

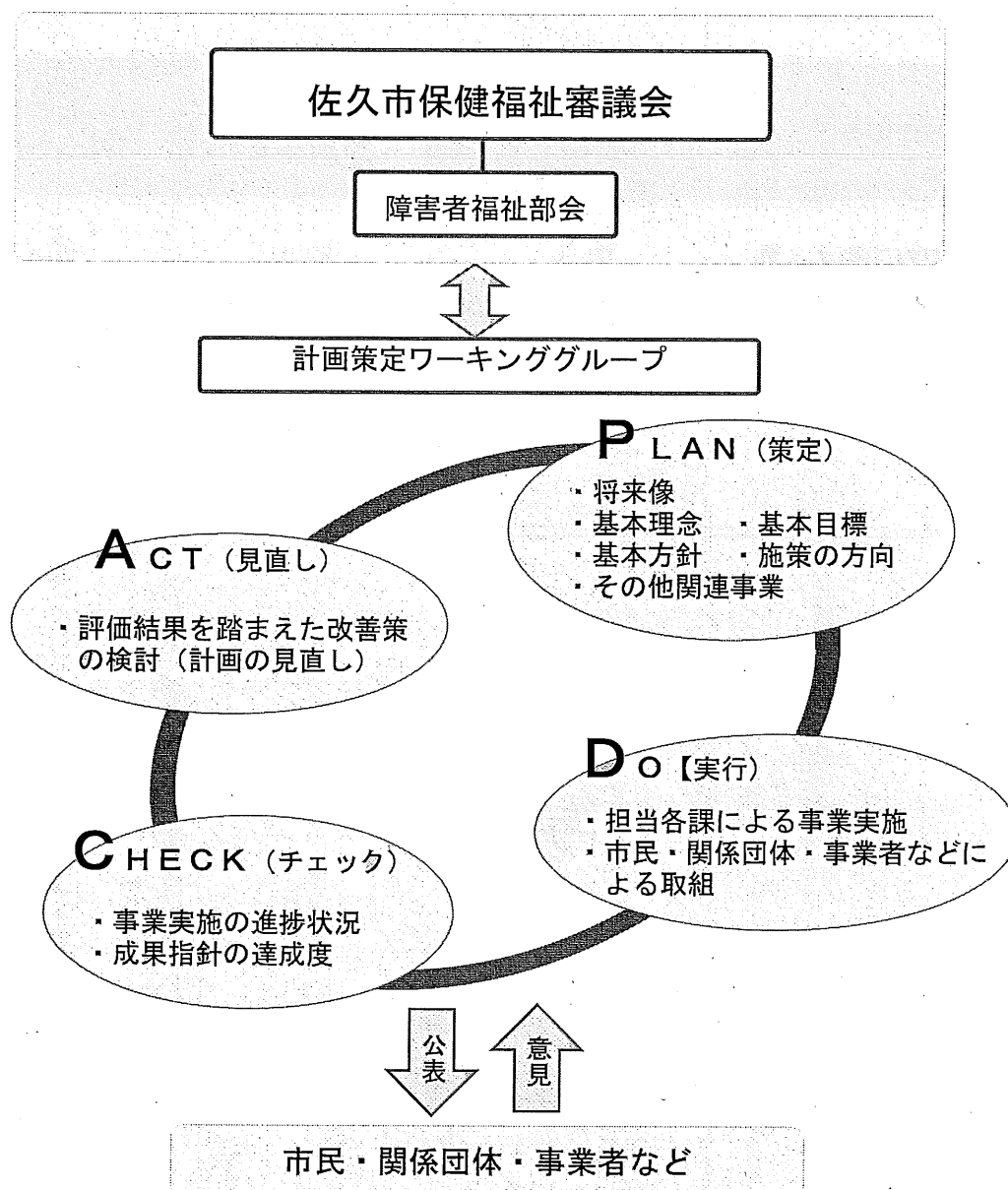
写真⑨

第4編 計画の推進と評価体制

障がい者福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっており、その理念を具体化し、施策を展開していくためには、様々な団体や組織、そして市民の参画が不可欠です。そのため、市民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向け取り組んでいきます。

本計画の成果に対する評価については、障がい者やその家族、関係団体との意見交換を行うとともに、策定機関である「佐久市保健福祉審議会」「佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会」において進捗状況を踏まえて、中間年度と必要に応じて点検し、評価を行います。

○計画の推進と評価体制図



1 数値目標一覧（再掲）

章	目標項目	現状 (平成29年度) (2017年度)	中間年度 (2021年度)	目標 (2023年度)
第1章	(注) 1 福祉的就労の場の 拡大（定員数）	372 人	410 人	430 人
	(注) 2 就労継続支援B型事業所の 月額平均工賃（一人当たり）	15,142 円	17,000 円	18,000 円
第2章	日常生活自立支援事業契約者数	21 人	33 人	40 人
	さく成年後見支援センターにおける 障がい者の法人後見数（累計）	2 人	4 人	6 人
	さく成年後見支援センターにおける 成年後見に関する年間延べ相談件数	21 件	25 件	30 件
第3章	移動支援利用実人数	145 人	165 人	175 人
	登録手話通訳者数	17 人	19 人	20 人
	手話通訳派遣回数	100 回	140 回	160 回
	登録要約筆記者数	14 人	16 人	17 人
	要約筆記派遣回数	48 回	65 回	75 回
第4章	相談支援専門員の人数	31 人	32 人	33 人
	ピアサポーター登録者数	10 人	15 人	20 人

(注) 1 福祉的就労の場の拡大の対象施設は、地域活動支援センター、生活介護事業所、就労継続支援A型・B型事業所、就労移行支援事業所です。

(注) 2 就労継続支援B型事業所の月額平均工賃については、県が公表している市内事業所の工賃実績に基づき算出しています。

2 用語解説

本文中、以下の用語について最初に使用される時に、「※」をつけて用語解説をします。

用 語	解 説
あ 一般就労	一般企業などで雇用契約に基づき就業したり、在宅就労すること
ウェブアクセシビリティ A A	誰もがホームページなどで提供される情報や機能を支障なく利用できること。日本工業規格 JIS X 8341-3 の適合レベルの基準
S P コード	紙に書かれた情報をデジタル化した QR コードに似た正方形状のもの。専用の読み取り機を使えば、音声、点字、テキストにより出力することが可能
N P O	営利を目的としない民間の団体のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を促進するため、平成 10 年 3 月、「特定非営利活動促進法」(N P O 法)により法的に位置付けられた。Nonprofit Organization の略
か 教育支援計画	福祉、医療などの関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫した的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりについて作成した計画
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の助言、知識技能の付与等の発達支援を行うサービス
言語聴覚士	音声機能、言語機能または聴覚に障がいのあるものに対して、その機能の維持・向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を伴う専門職
心のバリアフリー	障がい者などへの無理解、偏見、差別などの意識上の障壁を取り除くこと

か

合理的配慮

障がい者が日常生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮

さ

サービス等利用計画

相談支援専門員が作成する障害福祉サービスの利用者を支援するための総合的な支援計画

災害時住民支え合いマップ

災害時などに援護が必要な高齢者や障がい者を迅速かつ安全に避難誘導するために、地域の支援者や避難所など社会資源などの情報をマップ（地図）にしたもの

佐久圏域くらし支え合いネット

地域で生活する障がい児（者）の急な体調不良や介護者の急病などにより、自宅での生活が困難となった場合に、入所支援施設との連携により地域生活における安心・安全の確保を図る、佐久圏域 11 市町村で行う緊急一時入所支援事業

佐久圏域障害者就業・生活支援センター

就業支援ワーカー、生活支援ワーカーが障がい者の就業相談、日常生活上の相談支援などを行う。（国・県事業）

佐久広域連合障害者相談支援センター

佐久圏域に住んでいる身体・知的・精神障がい者、障がい児の相談に応じるため、佐久広域連合が設置した機関

佐久市手話言語条例

手話は言語であるとの認識に基づき、手話や聴覚障がい者への理解を促進することで、全ての市民が共に生きる地域社会の実現を図ることを目的とした条例

さく成年後見支援センター

佐久圏域の成年後見制度や権利擁護に関する相談受付、市町村担当者などへの助言、成年後見等申立の支援及び成年後見制度の普及・啓発などを行うために佐久広域連合が委託し、社会福祉協議会福祉課内に設置した機関

佐久市市民活動サポートセンター

様々な市民活動を結びつけるネットワークの核となり、市民活動を支え、地域が抱える課題の解決を推進するための拠点

用 語

解

説

さ

佐久市市民活動サポートセンター

様々な市民活動を結びつけるネットワークの核となり、市民活動を支え、地域が抱える課題の解決を推進するための拠点

さく発達相談支援センター

佐久圏域 11 市町村における、子どもの成長や発達、入学や就学に関する相談業務などを実施している。長野県委託事業である障がい児等療育支援事業

サンスポート佐久

あいとぴあ臼田内に設置され、東信地域の障がい者のレクリエーション・スポーツ活動を支援するため、出前教室などを行っている組織

視覚障がい者用
付加装置信号機

視覚障がい者などの歩行者に横断の開始、終了を擬音やメロディなどの音響出力により知らせる機能のついた信号機

自主防災組織

「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織。災害が発生した時には、地域で中心となって自らの身を守るための防災活動を行う組織

指定相談支援事業所

市町村の指定によりサービス等利用計画の作成などを行う指定特定相談支援事業所と県の指定により地域移行支援や地域定着支援の地域相談支援などを行う指定一般相談支援事業所

市民後見人

親族以外の第三者後見人として地域福祉の観点から身近な「市民」としての立場で後見活動を行う者

社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

さ

社会福祉普及校指定事業

児童・生徒・学生が体験を通して社会福祉への理解と関心を高め、地域に根ざした社会福祉教育を推進することを目的に、社会福祉協議会が、市内の小・中学校や、高等学校などに情報、資料の提供や講師のあっせんをし、また、連絡会議を開催し、情報交換の場を提供する事業

就労定着支援

一般就労に移行した人に、企業や関係機関との連絡調整等を行うとともに、就労に伴い生じる生活面の課題解決に向けて必要な支援を行うサービス

重症心身障がい児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態にある者

障害者基本法

障がい者のための施策に関し基本的理念を定め、国及び地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がい者のための施策の基本となる事項を定めた法律

障害者試行雇用事業
（トライアル雇用）

職業経験、技能、知識などから就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し早期就職の実現や雇用機会の創出を図る事業

障害者就労施設等

就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センター、生活介護事業所、障がい者を多数雇用している企業など

障害者の雇用の促進等に関する
法律

障がい者の雇用義務などに基づく雇用の促進などのための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障がい者の職業の安定を図ることなどを定めた法律

障害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律
（障害者総合支援法）

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で生活するため、自立支援給付と地域生活支援事業の2つの柱により、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした法律

さ

障害者優先調達推進法

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（正式名称）は、国や地方公共団体などが率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めた法律

障害を理由とする差別の
解消の推進に関する法律
（障害者差別解消法）

全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律

小児慢性特定疾患医療

治療期間が長期にわたり、医療費の負担も高額となり、児童の健全な育成に大きな支障となる疾患について、医療費の負担を軽減するため、その治療に係わった費用を公費により負担する医療制度

職業リハビリテーション

障がい者に対して職業評価、職業指導、職業訓練、職業紹介、その他の措置を講じ、その職業生活における自立を図ること

食生活改善推進員

生活習慣病の予防や食育の推進のために地域での普及活動を推進する者

ジョブコーチ

障がい者が職場に適応するための支援や、職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行うとともに、支援が終わった後も安心して働き続けられるよう、企業の担当者や従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言を行う者

自立支援医療

心身の障がいを除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費医療負担制度

自立生活援助

ひとり暮らしをしている人に、定期的な居宅訪問や随時の相談対応により、地域生活に必要な支援を行うサービス

さ

信州パーキング・パーミット制度

公共施設や店舗などに設置されている障がい者等用駐車場の適性利用のため、障がい者などに県内共通の利用証を交付する制度

身体障がい者補助犬

視覚、聴覚、肢体に障がいのある人の日常生活をそれぞれ支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。身体障害者補助犬法では、身体障がい者が公共的施設、公共交通機関を利用する場合において、身体障がい者補助犬を同伴することができることなどを定めている

心理専門職

こころの悩みや課題を抱えた人に対して、臨床心理学に基づいた知識と技術で援助する公認心理師や臨床心理士などの専門職

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。具体的には、法的に選任された代理人によって、判断能力が不十分な人に関する契約の締結などを代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合それを取り消したりするなどして、これらの人を不利益から守る制度

セルフプラン

相談支援専門員が作成するサービス等利用計画と同じく、障害福祉サービスの利用者を支援するための総合的な支援計画で、利用者本人や家族、支援者など、指定相談事業所以外の者が作成する計画

相談支援専門員

必要な実務経験や研修の修了の要件を満たしたうえで、障がい者などの相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行う者

た

第三者評価

福祉サービスを提供している事業所やそのサービスを利用している利用者以外の公正・中立な立場の第三者評価機関が、提供されている福祉サービスについて評価を行う制度

た

特定保健指導

特定健診の結果により該当する人を対象に、生活習慣の改善などのため行う指導

特別支援学校

学校教育法で規定された、視覚・聴覚・知的障がい、肢体不自由者・病弱・身体虚弱などの心身障がい児を対象とする学校

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者

特別支援教育支援員

学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする者

特別障害者手当

日常生活に、常時、特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障害者に支給される手当

な

長野県福祉のまちづくり条例

福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、全ての県民が共に生きる豊かな福祉社会の実現を目的とする条例。福祉のまちづくりのための施策及び障がい者などが安全かつ容易に利用できる施設の整備について必要な事項を定めるとともに、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにしている。近年の社会福祉の変化に対応し、長野県福祉のまちづくり条例をより実効性のあるものにするため改正され、平成 28 年 12 月 1 日施行

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な知的・精神障がい者や高齢者などに対して、社会福祉協議会が、契約により、各種福祉サービスの利用援助、日常生活の手続きや金銭管理などを行う事業

日常生活用具

在宅の重度障害者などの日常生活の利便を図るために給付・貸与される特殊寝台、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置など用具の総称

は

発達障がい

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであって、その他症状が通常低年齢において発現するものと定められている。

バリアフリー

障がい者が日常生活・社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すると言う意味で、段差などの物理的障壁だけでなく、より広く障がい者の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリーマップ

障がい者の外出機会の拡大、社会参加を促進するため、多目的トイレや入口の段差解消など、利用しやすいように工夫された店舗や施設の情報を一覧表や地図としてまとめたもの

ピアカウンセリング

障がい者が自らの経験に基づき、同じ障がい者からの相談に応じ、自立に向けた支援を行うこと

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービスに関する苦情の解決や日常生活自立支援事業の適正な運営の確保のため、各都道府県社会福祉協議会に第三者的機関として設置が義務付けられた委員会

福祉的就労

一般企業での就労が困難な人や一般企業などへの就労を目指す人が、障害者総合支援法の就労支援事業所や地域活動支援センターなどで就労すること

福祉のしおり

障がい者、高齢者、子育てなどを支援するための各種福祉施策の概要を取りまとめた冊子

は

福祉避難所

災害時に、支援の必要な人たちのうち、障がい者など特別な配慮を必要とする人たちを受け入れる避難所

福祉有償運送サービス

通常のバス、タクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障がい者などの外出支援事業で実施主体は事業認可を受けた社会福祉法人及びNPO法人

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。平成29年7月にはJISの案内用図記号に追加され、全国に普及が進んでいる。

法人後見

社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人などになり、親族などが個人で成年後見人などになった場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護や支援を行う。

法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けている。一般の民間企業の法定雇用率は、常用労働者数45.5人以上の企業で2.2%、国、地方公共団体などで2.5%となっており、2021年4月までには、更に0.1%引き上げとなる。

法テラス

総合法律支援法に基づき設立された法人で、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としている。（日本司法支援センター）

保健補導員

区長の推薦を受け市長に委嘱された者。健康や生きがいについて学び健康意識を高めるとともに、それを自分の家庭や地域に広める、地域の健康づくりの担い手

補助犬マーク

店舗や施設の入口に掲示することで、身体障害者補助犬を同伴している方が安心して入れることを示すマーク

は

補装具

身体障がい者の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる義肢、装具、盲人安全杖、補聴器、車いすなど器具の総称

ま

民生児童委員

地域住民の相談相手として問題解決のために、支援、助言などを行う地域の奉仕者として、厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法に基づく民生委員と児童福祉法に基づく児童委員を兼務している者

や

ユニバーサルデザイン

全ての人が使いやすいように考慮して作られた建物や製品、情報通信技術などの設計・デザイン

ユニバーサルデザイン政策大綱

国土交通省が策定し、2007年5月に発表された、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた社会環境を実現するための基本理念と施策

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

ら

ライフステージ

乳幼児、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでの各段階

リーガルサポートながの

成年後見制度の普及と成年後見人の養成・供給のために、日本司法書士連合会が中心となり設立された法人（正式名称：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート）

リハビリテーション

障がい者の生活の質を最大限に高め、人間らしく生きる権利の回復を図るために医学的・社会的・教育的・職業的アプローチを組み合わせ、かつ相互に調整して用いられ実際の援助、あるいはそうした理念のこと

3 佐久市手話言語条例

平成29年12月22日条例第30号

佐久市手話言語条例

言語は、お互いの意思疎通を図り、あらゆる情報から知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

この言語のうち手話は、日本語などの音声言語と異なり、ろう者が物事を考え、会話をする時に手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する独自の体系を持つ言語であり、ろう者が大切に育み、受け継いできた文化的所産である。

しかしながら、長い間手話が言語として認められず、音声言語を耳から理解することができないろう者にとって、手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は十分な教育を受けることが保障されずに、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱え、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する地域社会の理解が広がっているとは言えず、その理解を更に深めていくことが求められている。

このような認識に基づき、佐久市は、手話が、障害のある人もない人も、お互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活で利用されるまちを目指すためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進し、もって全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に関する施策は、手話が独自の体系を持つ言語であり、ろう者（聴覚障害者のうち手話を使い日常生活又は社会生活を営むものをいう。以下同じ。）が受け継いできた文化的所産であるとの理解の下に、行われなければならない。

2 手話に関する施策は、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重した上で、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話に対する関心と理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(県との連携協力)

第6条 市は、手話に関する施策の実施に当たっては、県と連携するとともに、県が行う手話に関する施策に協力するものとする。

(方針の策定)

第7条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳に係る環境の充実に関すること。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、市民が手話を学ぶ機会の確保をするため、ろう者及び手話に関わる者と協力し、手話に関する講座の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校における理解の増進)

第9条 市は、学校教育において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において、児童、生徒及び教職員に対し、手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(医療機関における手話の啓発)

第10条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境にするために、手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第11条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第12条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の迅速な取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用)

第13条 市は、この条例に定める手話に関する施策に関し、情報通信技術の活用に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通の支援の推進)

第15条 市は、聴覚障害者の特性に応じ、手話、要約筆記その他の意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

4 相談窓口一覧

名 称	相談内容	所 在 地	電 話	F A X
佐久市役所 福祉部 福祉課	障がい福祉について の相談	佐久市中込 3056	0267-62-3147	0267-62-2172
佐久児童相談所	児童福祉について の相談	佐久市岩村田 3152-1	0267-67-3437	0267-67-3449
佐久広域連合障害者 相談支援センター	専門職による身体・ 知的・精神障がい に対応した相談支援	佐久市取出町 183 野沢会館内	0267-63-5177	0267-63-0611
障害者就業・生活 支援センターほーぷ	就業、日常生活 についての相談	佐久市岩村田 1880-4	0267-66-3563	0267-66-3564
さく発達相談支援 センター	障がい児の相談	佐久市中込 3-15-8	0267-73-1133	0267-64-1729
佐久市療育支援 センター	乳幼児の発達、療育 についての相談	佐久市御馬寄 1359-4	0267-58-1011	0267-58-1011
佐久市障害者自立 生活支援センター	各種相談支援	佐久市取出町 183 野沢会館内	0267-64-0212	0267-64-0213
中込共同作業 センター	各種相談支援	佐久市中込 1-19-2	0267-63-3784	0267-63-3784



佐久市

●平成30年度地域密着型サービス事業者の公募結果について

佐久市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)に基づき、サービスの質及び公平性を確保する観点から、指定地域密着型サービス事業所の設置及び運営事業者を公募し、平成30年10月10日に開催しました地域密着型サービス事業者審査委員会において、下記のとおり指定候補者として決定しました。

1 募集要項の周知期間 平成30年8月1日～平成30年8月31日

2 募集期間 平成30年8月20日～8月31日

3 募集数

- ・介護型ケアハウス(軽費老人ホーム) 1か所 (平成31年度開所)
- ・小規模多機能型居宅介護 1か所 (平成31年度開所)
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1か所 (平成31年度開所)

4 公募結果

施設の種類		応募数	事業者名
1	介護型ケアハウス (軽費老人ホーム)	1	社会福祉法人 山栄会
2	小規模多機能型居宅介護	1	エフビー介護サービス株式会社
3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	社会福祉法人 敬老園

●平成30年度地域包括支援センター運営事業者公募結果について

事業概要

地域住民の保健福祉の向上と増進を包括的に支援し、高齢者が住みなれた地域で尊厳ある生活を続けていられるよう、介護・福祉・保健・医療などの適切なサービスが包括的かつ継続的に提供されることを目的に地域包括支援センターを設置。

1 募集に関する経過

- 募集圏域：野沢圏域を除く、5圏域 ○募集期間：平成30年8月20日～31日
○応募事業者：6事業者 ○審査委員会(書類・プレゼンテーション審査)：9月26日

2 運営事業者

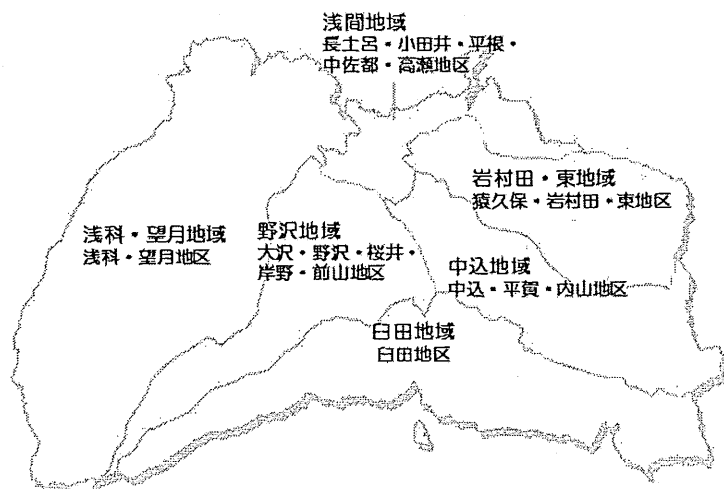
(1)委託地域包括支援センター(受託候補者)

圏域名	担当地区	事業者名	センター設置場所
佐久平・浅間	長土呂・小田井 平根・中佐都・高瀬	社会福祉法人 佐久平福祉会	佐久市長土呂907-1 (小規模多機能あつたかほーむいしずえ西側)
岩村田・東	猿久保・岩村田 東	医療法人 三世会	岩村田802-1 (金澤病院南側)
中 込	中込・平賀・内山	社会医療法人 恵仁会	中込3-15-8 (サテライト介護老人保健施設なかごみ西側)
白 田	白田	長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	白田2175-1 (白田健康活動サポートセンター内)
浅科・望月	浅科・望月	日本赤十字社川西赤十字病院	望月317-2 (望月総合支援センター内)

(2)市直営地域包括支援センター

圏域名	担当地区	事業者名	センター設置場所
野 沢	大沢・野沢 桜井・岸野・前山	佐久市立国保 浅間総合病院	根岸113-1 (特別養護老人ホームシルバーランドきのの内)

3 日常生活圏域図



4 予定事業期間

業務委託期間：平成31年4月1日から平成36年3月31日(5年間)

●平成30年度佐久市一般介護予防事業転倒骨折予防事業者公募結果について

事業概要

高齢者が生きがいをもって、生き生きと暮らすことを地域全体で支援し、生活機能の維持・向上を図るための運動教室。

事業目的

在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、高齢者が筋力向上トレーニングや栄養講話等を受けることで、転倒・閉じこもりを予防し、仲間作りを行い、地域で運動する場を確保することで、健康寿命の延伸を目指す。

1 募集に関する経過

○募集会場:13 会場

○募集期間:平成 30 年 9 月 18 日～28 日

○応募事業者:5 事業者

○審査委員会(書類・プレゼンテーション審査):10 月 24 日

2 運営事業者（受託候補者）

対象生活圏域		委託者・実施者	実施場所
1	佐久平・浅間	NPO法人 佐久平総合リハビリセンター	佐久平交流センター
2	岩村田・東	医療法人 三世会（金沢病院）	浅間会館
3		社会福祉法人 済生会支部長野県済生会	シルバーランドみつ
4	中 込	NPO法人 佐久平総合リハビリセンター	サングリモ中込
5	野 沢	NPO法人 佐久平総合リハビリセンター	野沢会館 ①
6		NPO法人 佐久平総合リハビリセンター	野沢会館 ②
7		NPO法人 佐久平総合リハビリセンター	シルバランドきしの
8	臼 田	NPO法人 佐久平総合リハビリセンター	あいとぴあ臼田 ①
9		長野県厚生農業協同連合会 佐久総合病院	あいとぴあ臼田 ②
10		長野県厚生農業協同連合会 佐久総合病院	あいとぴあ臼田 ③
11	浅科・望月	社会福祉法人 望月悠玄福祉会	交流文化館浅科
12		社会福祉法人 望月悠玄福祉会	望月総合支援センター
13		社会福祉法人 望月悠玄福祉会	春日交流センター

3 予定事業期間

業務委託期間:平成31年4月1日から平成34年3月31日(3年間)